



第三次

魚沼市 総合計画

令和8(2026)年度～令和17(2035)年度



魚沼市

はじめに

本市は、平成 27 年度に策定した「第二次魚沼市総合計画」に基づき、「人が集い、学び、支えあうまち 魚沼」の実現を目指し、さまざまな取組を進めてまいりました。

この間、全国的にも人口減少と少子高齢化が一段と進み、本市においても人口の減少や高齢化が、地域コミュニティの維持や地域経済の活力、医療・福祉や公共交通など生活を支えるサービスの継続に影響を与えています。加えて、自然災害の頻発・激甚化やカーボンニュートラルへの対応、デジタル技術の急速な進展に伴う暮らし方の変化や、ニーズ・価値観の多様化、物価高騰など、暮らしと地域社会を取り巻く状況は大きく変化をしています。

こうした変化の中にあっても、本市ならではの自然や歴史・文化、産業などの強みを次世代へ継承しながら、地域のつながりや活力を保ち、将来にわたり暮らしの安心と地域の持続性を確保していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、「ひとり一人の笑顔がかがやき、幸せを感じられる魚沼市」を将来目指す姿として掲げ、豊かな地域資源と魚沼への誇りをいかしながら、つながりと居場所のある地域づくりや、人とにぎわいが集まる元気なまちづくりを進める方向性を示す「第三次魚沼市総合計画」を策定しました。

本計画を着実に進めていくためには、行政だけでなく、市民の皆さま、地域団体、事業者、関係機関など、魚沼市に関わる皆さまと課題や目標を共有し、共に知恵を出し合い、それぞれの役割を果たしながら、連携して取り組むことが重要です。本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、持続可能で魅力ある魚沼市の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、魚沼市総合計画審議会委員の皆さまを始め、貴重なご意見やご提案をお寄せいただきました市民の皆さま、また、策定にご協力くださった全ての皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和 8 年 1 月

魚沼市長 内田 幹夫



魚沼市民憲章

魚沼市は

越後三山に連なる山にいだかれ
清らかな水と緑に育まれた
美しいまちです

私たちは

この自然の恵みに感謝し
先人が築いてきた文化を敬い
いそいそと元気に暮らせる
まちをめざします

心豊かに学びあうまちに

はたらく喜びに

あふれるまちに

やさしい助けあう

楽しいまちに



目次

第1編 序論

第1章	計画策定の趣旨	2
第2章	計画の構成及び期間	3
第3章	時代の潮流	4
第4章	計画策定の経過	6

第2編 基本構想

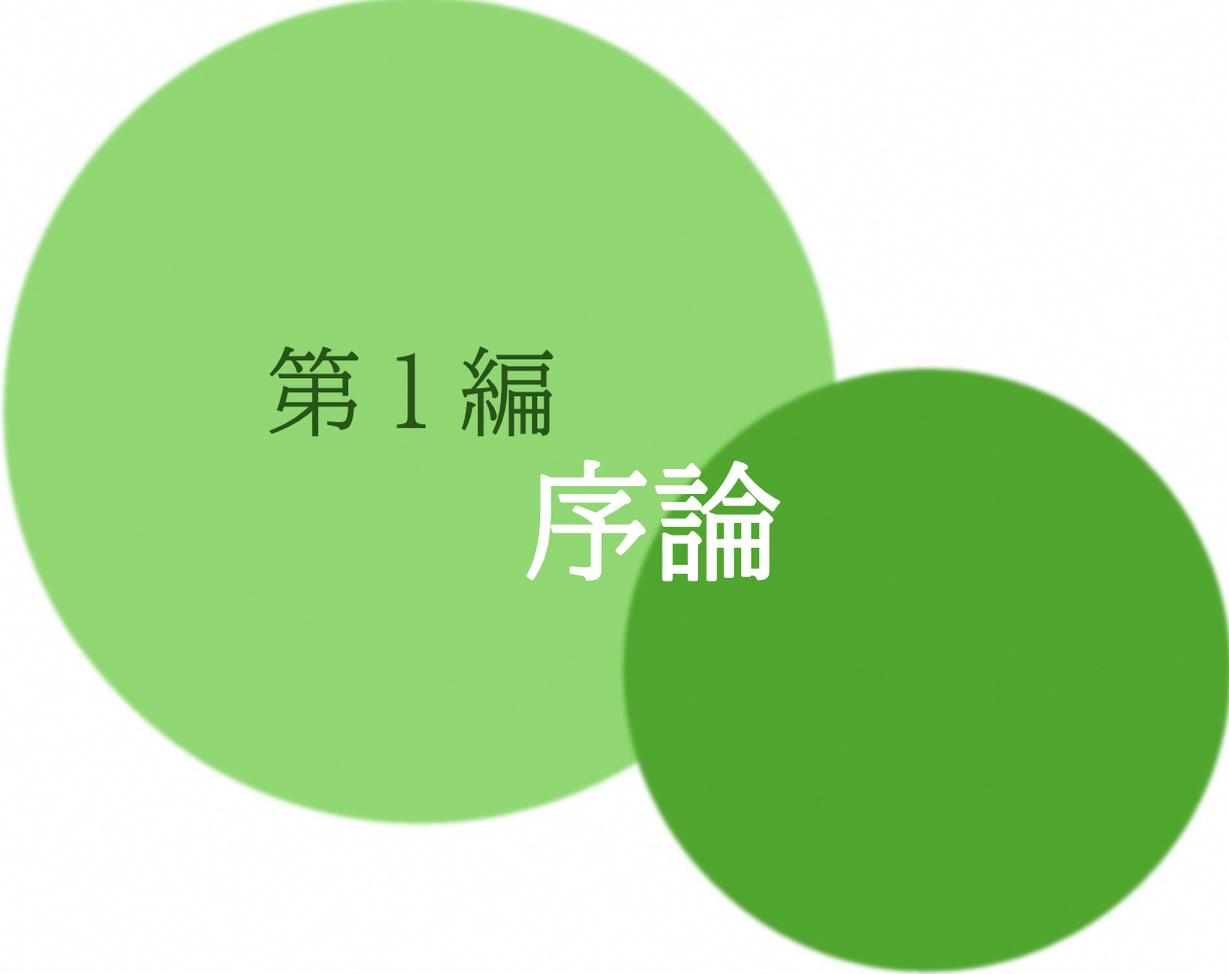
第1章	基本理念	8
第2章	将来目指す姿	8
第3章	人口フレーム	9
第4章	基本目標	11
	1 子育て・教育・文化	13
	2 福祉・健康・医療	14
	3 安全・生活・環境	15
	4 産業・雇用	16
	まちづくりの土台	17

第3編 前期基本計画

第1章	前期基本計画	19
	1 子育て・教育・文化	25
	2 福祉・健康・医療	33
	3 安全・生活・環境	43
	4 産業・雇用	55
	まちづくりの土台	65

第4編 資料編

策定経過	70
魚沼市総合計画審議会 名簿	72
魚沼市総合計画審議会 諮問	73
魚沼市総合計画審議会 答申	74
成果指標一覧	75



第1編

序論



第1章 計画策定の趣旨

計画策定の背景と目的

総合計画は、総合的かつ計画的にまちづくりを推進するための指針であり、市民と行政が協働・連携して、まちづくりを推進する際の羅針盤の役割を果たすものです。本市では、「魚沼市まちづくり基本条例」において、総合的かつ計画的な市政運営の指針として総合計画を策定することと定めており、各分野の個別計画や施策は、市政に関する最上位計画となる本計画に即して策定され、展開されるものです。

本市は、平成27(2015)年度に策定した「第二次魚沼市総合計画」に基づき、「人が集い、学び、支えあうまち 魚沼」の実現を目指し、市民や団体、地域等が参画・協力して、様々な施策に取り組んできました。

この間、我が国は、本格的な人口減少社会に突入し、少子化がこれまでの予想を超えた速さで進む一方、令和22(2040)年には65歳以上の高齢者数がピークに達することが予測されています。本市においても同様に、人口は減少し続け、少子高齢化が確実に進んでいます。このままの状況が続けば、市民生活を支える機能の低下や地域経済活力の減退等が危惧され、生活基盤の維持が困難になる懸念もあります。

また、国や地方を取り巻く社会情勢は、自然災害リスクの増大や環境・エネルギー問題の深刻化、経済・社会のグローバル化、デジタル化の急速な進展等刻一刻と変化しており、加えて、生産年齢人口の減少による労働力不足や社会保障費の増加、公共施設・インフラ施設の維持・更新費の増大等、財政運営は一層厳しさを増すことが想定されます。

このように社会情勢が大きく変化する中で、今後10年、更にその先を見据えながら、これまで先人たちが築いてきた歴史・文化や風土、産業等を継承・発展させるため、多様な主体が参画・協働して取り組み、より良い魚沼市を築き、次世代に引き継いでいかなければなりません。

そこで、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、新しい視点と発想を加えながらまちづくりを戦略的に実施するための指針として、令和8(2026)年度を初年度とする「第三次魚沼市総合計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、更に魚沼市が住みよく、魅力的なまちとなるよう市民と行政が目指すべきまちの姿を共有し、役割分担をしながらみんなで力を合わせてまちづくりを推進していきます。



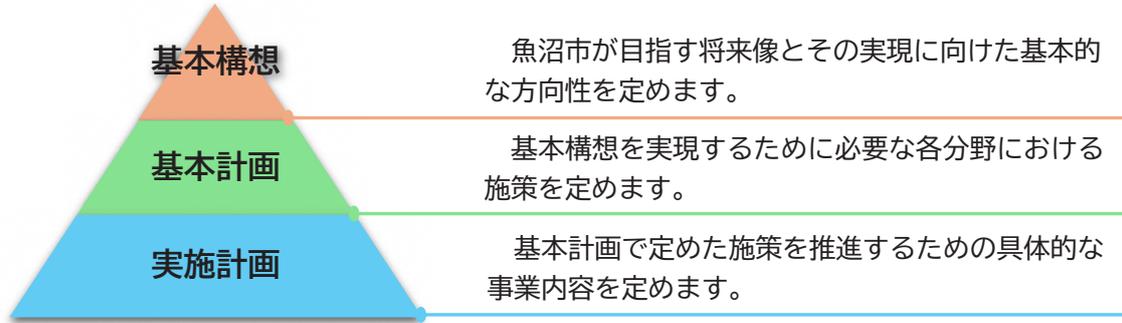


第2章 計画の構成及び期間

計画の構成

「第三次魚沼市総合計画」は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成しています。

【 計画の構成 】



計画の期間

基本構想の計画期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とし、基本計画は、5年ごとの2期(前期・後期)で見直しを図っていきます。

実施計画の計画期間は、3年間を基本とし、毎年度見直しを行います。

【 計画の期間 】

令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度	令和15 (2033) 年度	令和16 (2034) 年度	令和17 (2035) 年度
基本構想 (10年間) 令和8(2026)年度～令和17(2035)年度									
前期基本計画 (5年間)					後期基本計画 (5年間)				
実施計画 (3年間)			毎年度ローリング方式で見直し						



第3章 時代の潮流

本市を取り巻く社会・経済情勢は、前計画より大きく変化しつつあります。今後のまちづくりを考える上で踏まえるべき主な時代の潮流は、次のとおりです。

1 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成 20(2008)年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じており、令和 38(2056)年には 1 億人を割り込むことが見込まれています。

一方、出生数の減少から総人口に占める高齢者の割合は増加し、労働力不足による経済の衰退や医療費等の社会保障費の増大が懸念されています。

本市においては、合併前の昭和 30(1955)年の 61,219 人をピークに減少傾向にあり、令和 27(2045)年には 20,000 人程度に減少すると推計されています。

2 安全・安心意識の高まり

近年、全国各地で大きな地震や記録的な豪雨が発生するなど、これまでの想定を超える自然災害が発生しています。こうした災害による被害を最小限に抑えるための体制づくりや意識の醸成が求められています。

また、下水道管破損による道路陥没にみられるように、老朽化に起因する事故やトラブルが懸念されるなど、インフラの維持に対する市民の関心が高まる中で、社会基盤施設の適切な管理と計画的な更新が求められています。

さらに、高齢者を狙った特殊詐欺が多発しているほか、青少年が SNS などを通じて犯罪に巻き込まれるケースもあることから、世代に応じた防犯意識の向上と正しい情報を見極める力の育成が求められています。

3 高度情報化の進展

スマートフォンの急速な普及により、オンライン申請やキャッシュレス決済など、生活のあらゆる場面においてデジタル技術の活用が浸透してきています。

また、国では「デジタル化3原則」の方針の下、「デジタル・ガバメント¹」の取組を進めており、本市においても、市民の利便性向上と行政事務の効率化の取組を加速させる必要があります。



¹ デジタル・ガバメント：情報通信技術を使って行政サービスをより簡単に利用できるようにすること。



4 環境への配慮

温室効果ガスの大量排出を原因とする地球温暖化により、異常気象や海面上昇など地球規模での様々な問題が深刻化しています。

こうした中、国においては、令和2(2020)年10月に令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル²」を目指すことを宣言しました。

本市においても、令和7(2025)年2月に、脱炭素社会の実現に向けて取組を強化するため、「ゼロカーボンシティ³宣言」を表明しました。

また、持続可能な環境づくりを進めるためには、本市の市土の8割以上を占める森林を適切に活用しながら、森林資源の循環利用や二酸化炭素吸収機能の維持・強化を図っていく必要があります。

5 多様化するニーズと価値観

グローバル化や高度情報化の進展により、ひとり一人が求めるニーズや価値観は多様化しており、ライフスタイルや働き方は大きく変化をしています。

生産年齢人口が減少する中で、持続可能な社会としていくためには、多様な人材の活躍が重要になることから、働き方の多様化に合わせた「仕事」「家庭」「地域」それぞれのバランスがとれた暮らしを実現させ、誰もが活躍できる社会を目指していくことが重要です。



² カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

³ ゼロカーボンシティ：2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指す地方自治体



第4章 計画策定の経過

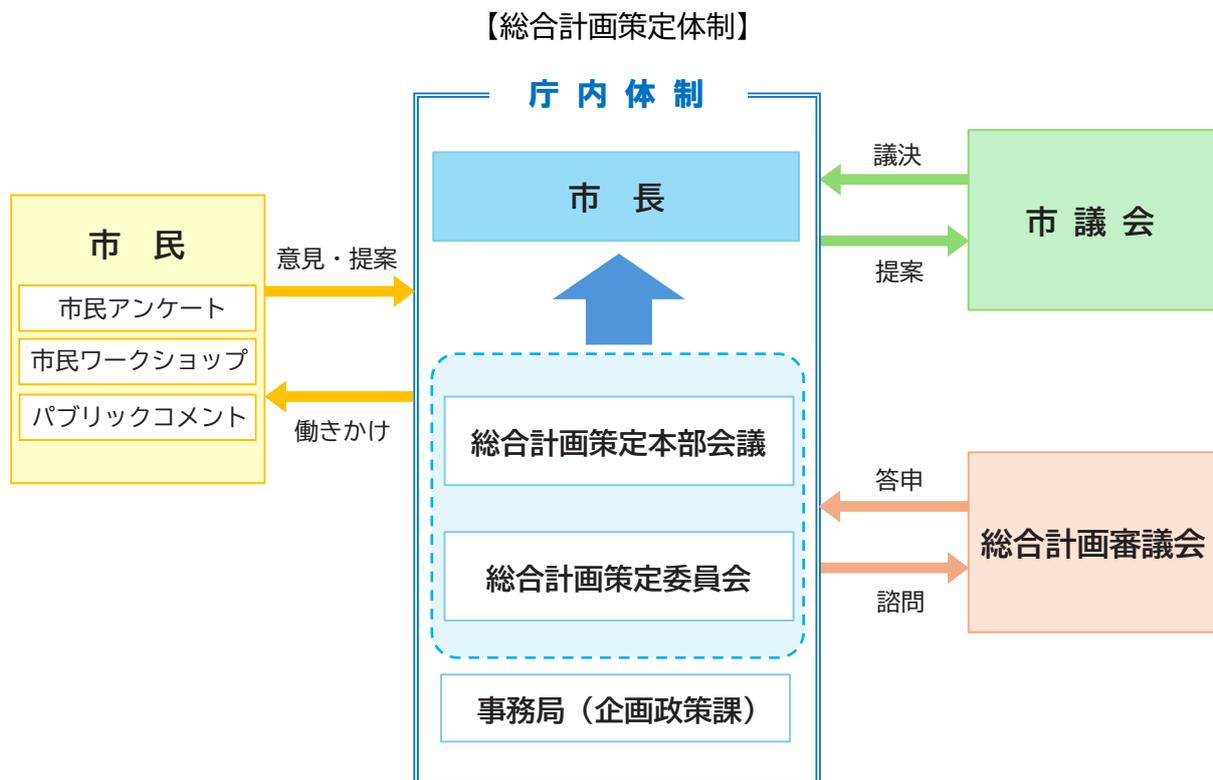
第三次総合計画の策定に当たっては、多くの市民の参画を得ながら、共に考え計画づくりを進めるために、令和5(2023)年度に「市民アンケート調査」を実施し、まちづくりに対する市民意識やニーズを把握しました。令和6(2024)年度には、「市民ワークショップ」を4回にわたって開催し、市民が考える本市の現状、将来像、具体的な取組等について意見交換や議論をしていただき、幅広い世代から様々な提案・考えを聴取しました。

また、庁内組織においては、次期計画に反映させるために、第二次総合計画における取組や成果の振り返りを実施しました。

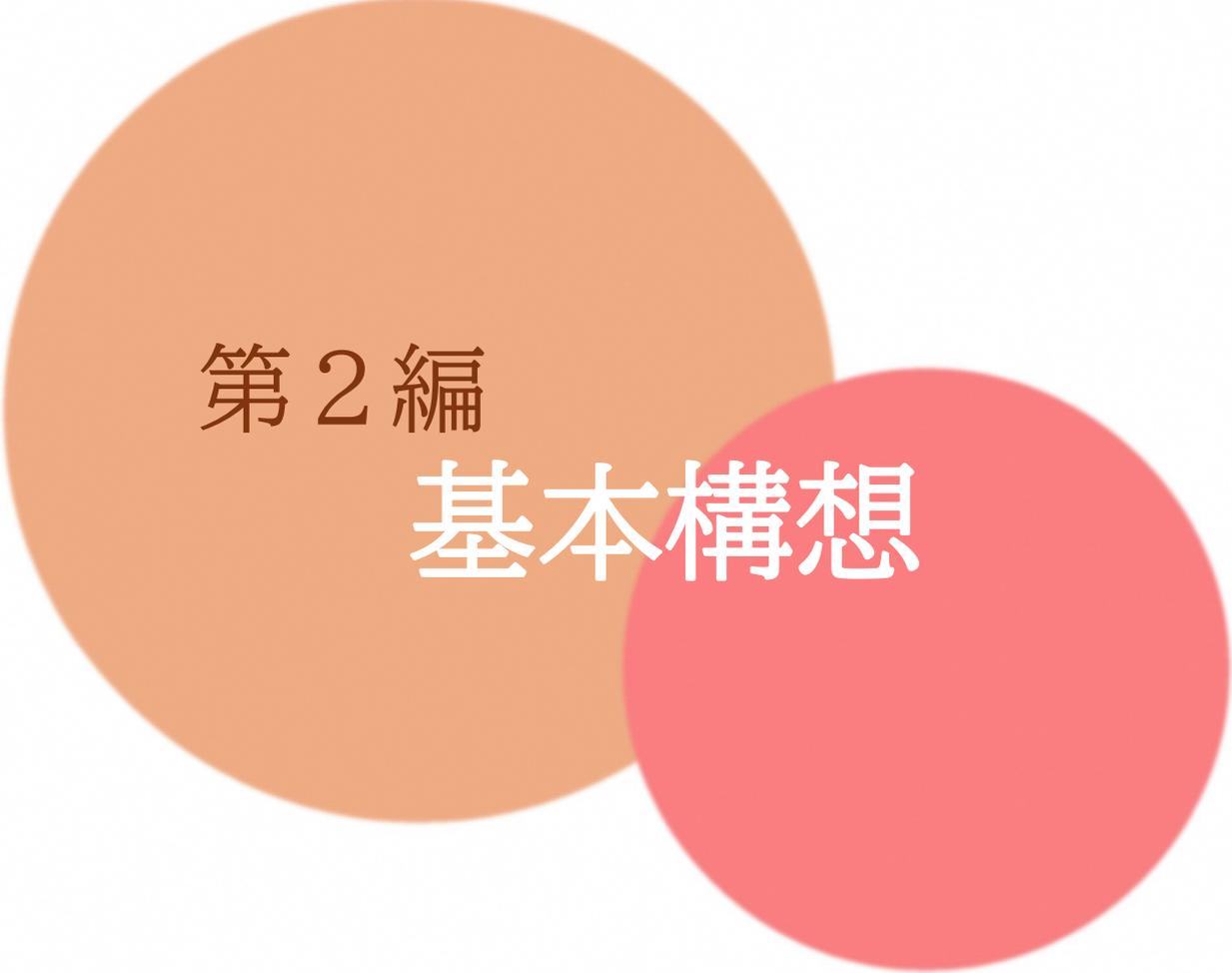
さらに、市議会からは、特別委員会設置の下、現状分析と課題把握を行い、魚沼市として必要な事項を取りまとめた「提言書」が提出されました。

こうした市民のまちづくりに対する意見・思いや各種施策の検証結果、市議会からの提言等を踏まえ、「策定本部会議」「策定委員会」において計画案の検討を重ねた上で、「総合計画審議会」に諮り、全庁的な合意形成と計画案を最終決定しました。

計画案については、市民説明会及びパブリックコメント⁴を実施し、市民から寄せられた意見等を反映した上で、市議会へ「基本構想」の提案を行い、議決を経て策定しました。



⁴ パブリックコメント：意見公募のこと。市の施策に関する計画等を策定する際に、その計画等の案を公表し、市民等から意見を頂くこと。



第2編

基本構想



第1章 基本理念

第三次魚沼市総合計画においては、豊かな地域資源をいかして市民ひとり一人にとって魅力あるまちを創っていくことを目標として、これまで魚沼市が目標として掲げてきた「人と四季がかがやく雪のくに」を今後のまちづくりにおいても基本理念とします。

第2章 将来目指す姿

魚沼市で暮らす人々を始め、魚沼市に関わる全ての人が幸福を感じられ、住んで良かった・住んでみたいと思えるまちづくりに向けて、第三次総合計画における魚沼市の将来目指す姿を次のとおり掲げます。

ひとり一人の笑顔がかがやき、幸せを感じられる魚沼市

つながりや居場所のあるまちに

人と人、人と地域がお互いに支え合い、子どもから高齢者まで誰もが居場所を感じながら、生き生きと安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

市民ひとり一人が誇りを持てるまちに

市民ひとり一人が魚沼市の魅力を再発見し、愛着と誇りを持ち主体的にまちづくりに参画し、市民が自分のまちとして自慢できるまちづくりを進めます。

人やにぎわいが集まる元気なまちに

「魚沼」のブランドを高め、発信することにより、市民、魚沼市を訪れる人、魚沼市を愛してくれる人とのつながりを深め、誰もが楽しめ、チャレンジできる、にぎわいを生み出す魅力あるまちづくりを進めます。





第3章 人口フレーム

第1編 序論

第2編 基本構想

第3編 前期基本計画

第4編 資料編

総人口

本市の国勢調査人口は、2015(平成 27)年調査時で 37,352 人でしたが、2020(令和 2)年には 34,483 人と 5 年間で約 3,000 人減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による将来推計では、本市の人口は漸減していくものと推計され、2050(令和 32)年時点では約 18,400 人になることが見込まれていますが、人口減少を抑制するために本市が行う対策の効果を加味した推計を行いました。

推計の考え方として、自然動態については、新潟県における出生率回復の設定条件を参考にして、子育て支援策などの推進により、合計特殊出生率が 2050(令和 32)年に人口置換水準⁵に達することを目指して段階的に向上することとしています。また、社会動態については、移住定住策などの推進により、社人研の推計値をベースに転出が減少し転入が増加することの効果を段階的に加味したものととしています。

この考え方に基づき、本計画の目標年次である2035(令和 17)年における本市の目標人口を26,000人として設定します。

■魚沼市の将来推計人口の推移

	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)	2045年 (R27)	2050年 (R32)
社人研推計 (人)	34,483	31,300	28,500	25,900	23,300	20,800	18,400
目標人口 (人)	34,483	31,300	28,500	26,000	23,600	21,400	19,300

※2020(令和2)年の人口はいずれも国勢調査による実績値。2025(令和7)年以降の人口は推計値を 100 人単位で端数調整

～目標人口推計の概要～

自然増減については、合計特殊出生率が段階的に向上し、2050(令和 32)年に 2.07(人口置換水準)に達することとしています。

社会増減については、経済対策や子育て支援などの施策効果を見込み、20 歳から 49 歳までの社会減(転入と転出の差がマイナス)を段階的に改善し、2050(令和 32)年に 50%緩和することとしています。

⁵ 人口置換水準：人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準

年齢別人口

本市の人口推計による年齢3区分別人口は、総人口の減少とともに、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)のいずれも減少していきます。また、年齢3区分別人口割合は、年少人口と生産年齢人口の割合が減少していく一方で、老年人口割合は年々増加し、2025(令和7)年には高齢化率が40%を超え、将来的には約50%まで増加していきます。

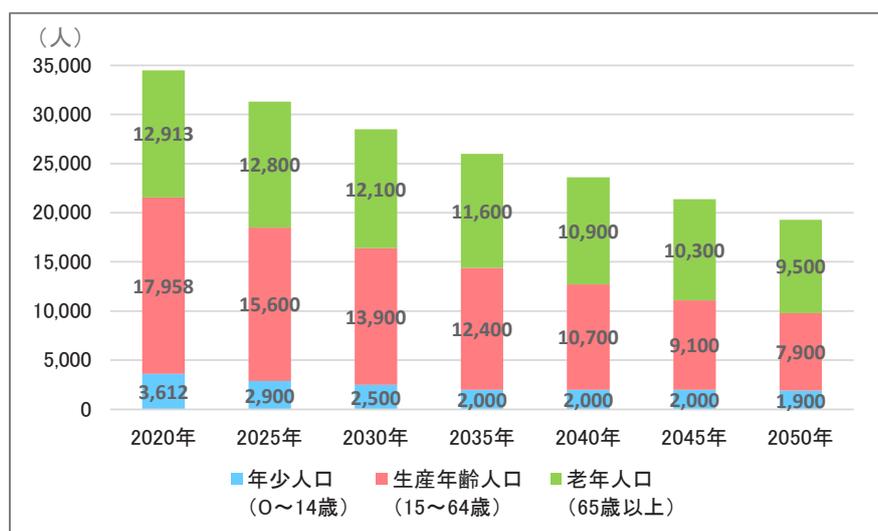
目標どおり出生率の上昇が実現できた場合、年少人口は減少を続けるものの、割合は2040(令和22)年頃から上昇に転じる見込みとなっています。

この推計に基づき、計画の目標年次である2035(令和17)年における年少人口(0～14歳)を2,000人、生産年齢人口(15～64歳)を12,400人、老年人口(65歳以上)を11,600人と設定します。

■魚沼市の年齢別人口推移

	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)	2045年 (R27)	2050年 (R32)
年少人口 (0～14歳)	3,612	2,900	2,500	2,000	2,000	2,000	1,900
年少人口割合	10.5%	9.3%	8.8%	7.7%	8.5%	9.4%	9.8%
生産年齢人口 (15～64歳)	17,958	15,600	13,900	12,400	10,700	9,100	7,900
生産年齢人口割合	52.1%	49.8%	48.8%	47.7%	45.3%	42.5%	41.0%
老年人口 (65歳以上)	12,913	12,800	12,100	11,600	10,900	10,300	9,500
老年人口割合	37.4%	40.9%	42.4%	44.6%	46.2%	48.1%	49.2%

※2020(令和2)年の人口はいずれも国勢調査による実績値。2025(令和7)年以降の人口は推計値を100人単位で端数調整





第4章 基本目標

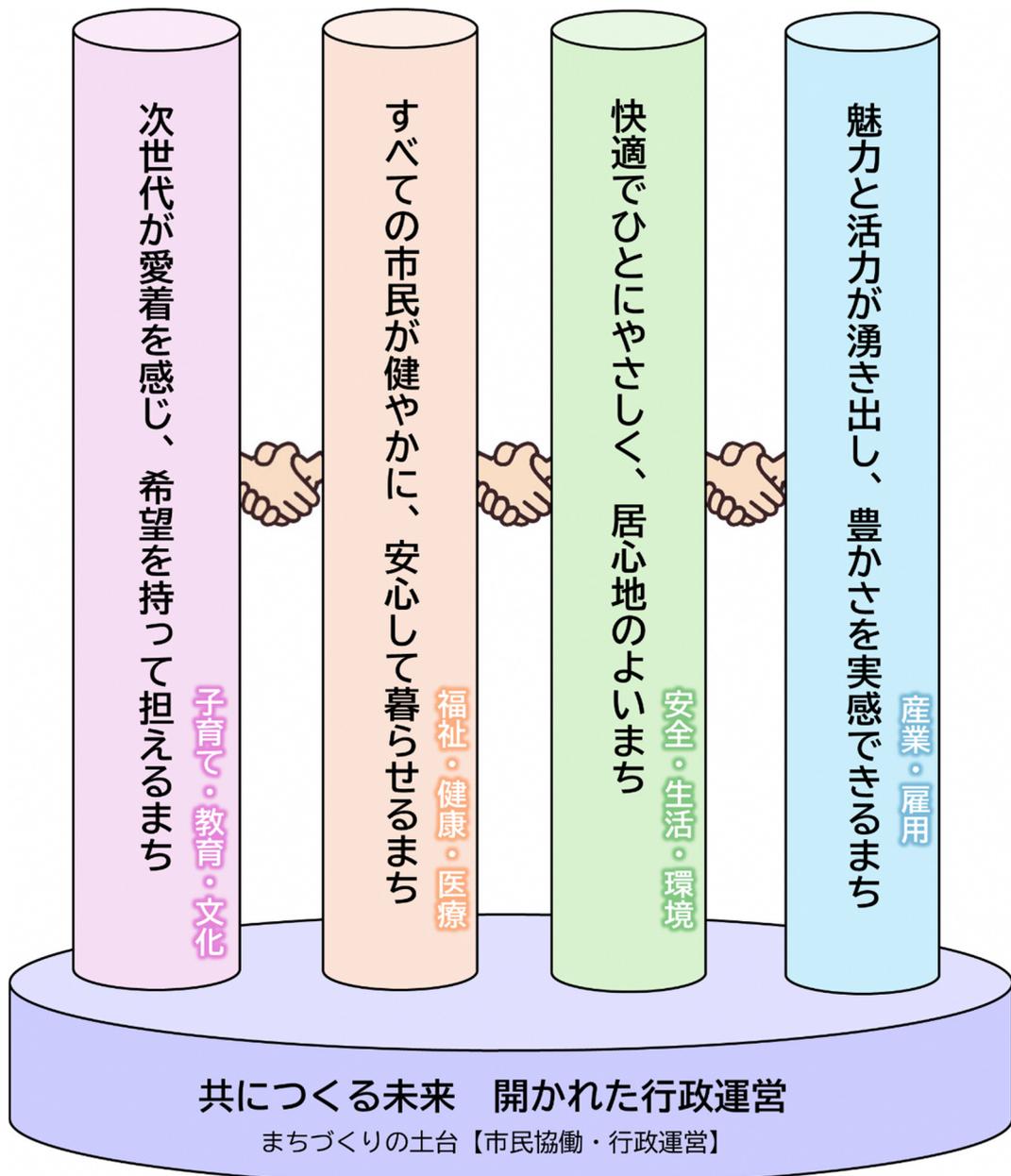
本計画では以下に示すとおり、四つの分野と基本目標を設定します。四つの分野の施策を効率的かつ効果的に進めるために重要なものとして、「市民協働・行政運営」をまちづくりの土台に位置づけます。

あわせて、施策の推進に当たっては、分野横断的に取り組み、複合的に展開することで計画全体の実効性を高めます。

魚沼市の将来目指す姿

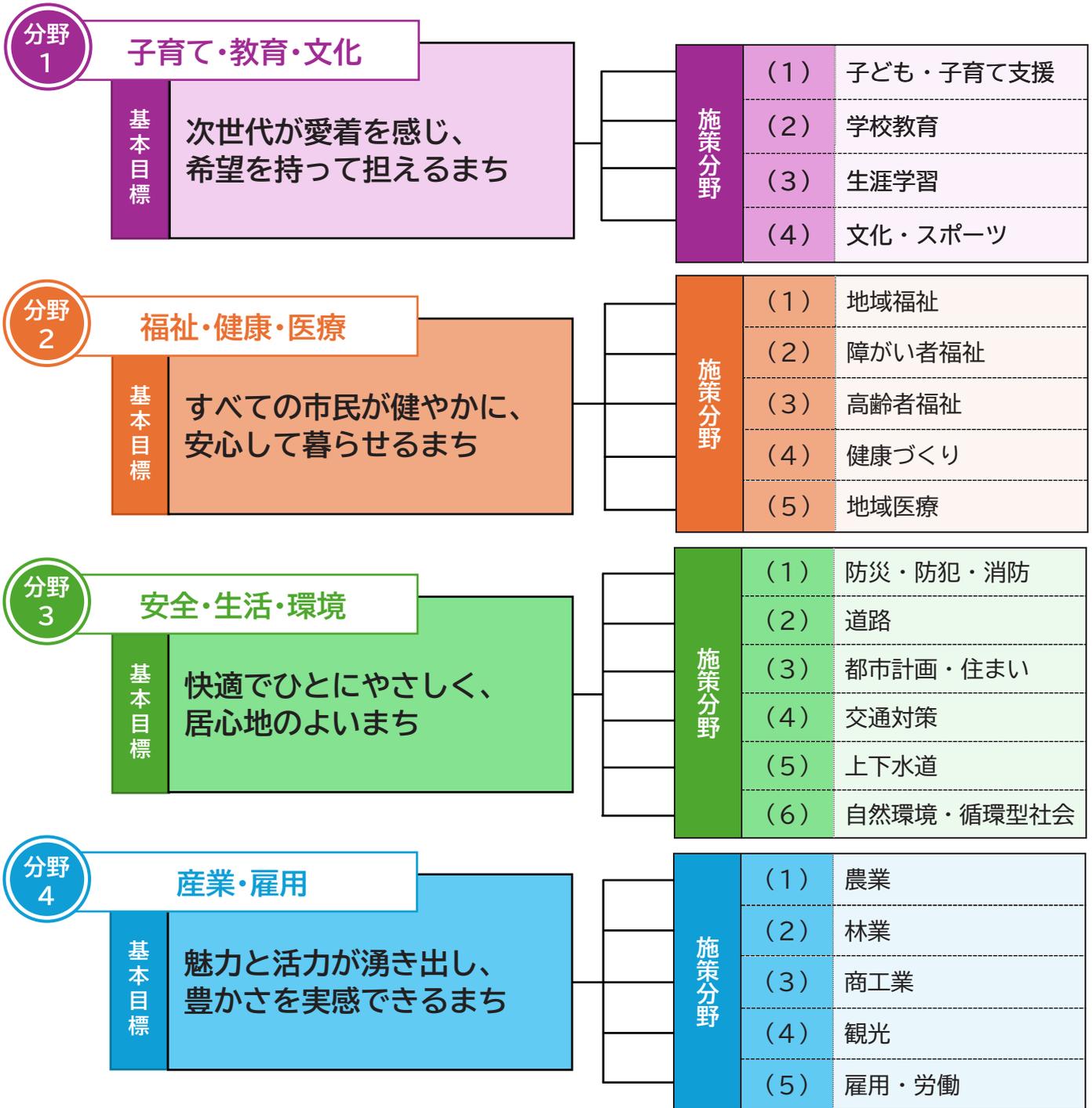
ひとり一人の笑顔がかがやき、幸せを感じられる魚沼市

四つの分野と基本目標

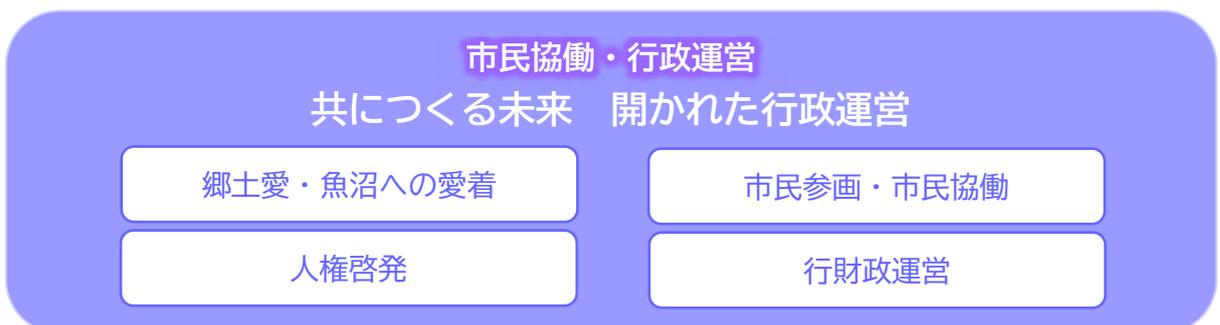




分野の体系図



四つの分野に共通するまちづくりの土台





分野
1

子育て・教育・文化

次世代が愛着を感じ、希望を持って担えるまち

地域の人に囲まれながら愛情にあふれる家庭でのびのびと子育てができるよう若者世代の負担軽減を図るとともに、魚沼の豊かな自然と風土の中で、誰もが楽しく学び交流する環境を整えながら、地域を愛し将来を担っていく人材が定着するまちを目指します。

施策分野	施策分野の目標
(1) 子ども・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育て環境の充実を図ることにより、全ての子どもの個性を尊重し、健やかな成長を目指します。 ◆ 家庭・地域・保育施設等が連携し、社会全体で子育てを行う環境づくりを推進します。 ◆ 妊娠・出産期のサポートを強化することにより、安心して妊娠・出産できる地域社会の実現を目指します。
(2) 学校教育	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 確かな学力、豊かな人間性、健やかな心身を育む魅力的な学校づくりに取り組むことにより、何事にも挑戦し、自らの生きる道を切りひらく子どもたちの育成を目指します。 ◆ 学校と地域とのつながりを強化し、子どもたちが人や自然・文化と積極的に関わることにより、地域に愛着を持った、新たな地域を創る人材の育成を目指します。
(3) 生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもから高齢者まで誰もが、いつでも、どこでも学べ、学習成果をいかせる環境づくりを推進します。 ◆ 地域資源や市民の経験・知識をいかした活動を支援することにより、地域への愛着と誇りの醸成を目指します。 ◆ 多様な世代が共に学び、交流する機会を創出することにより、地域全体で子どもと家庭を支える環境づくりを推進します。
(4) 文化・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民が多彩な芸術・文化に親しみ、身近な場所で質の高い芸術・文化に触れる機会の充実を図ることにより、心豊かに暮らせる環境づくりを推進します。 ◆ 魚沼の豊かな自然や文化、歴史に関する学習機会を提供し、地域の固有の宝として情報発信することにより、市民の意識高揚を図り、地域資源の保全と活用、次世代への継承を目指します。 ◆ 市民が生涯にわたりスポーツに親しむ機会を提供することにより、健康で活力ある生活を送ることができる環境づくりを推進します。

第1編 序論

第2編 基本構想

第3編 前期基本計画

第4編 資料編



分野
2

福祉・健康・医療

すべての市民が健やかに、安心して暮らせるまち

魚沼の緑あふれる自然と地域や人との関わりの中で、互いに支え合いながら全ての市民が安心できる居場所のある地域社会の構築を図るとともに、保健・医療・福祉の連携強化と体制整備を進めることにより、将来に対する不安を減らし健康で暮らせるまちを目指します。

施策分野	施策分野の目標
(1) 地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 誰もが孤立や孤独に悩むことのないように、声を掛け合い、お互いに助け合う地域共生社会の実現を目指します。 ◆ 高齢や障がい等により支援を必要とする人が、自分らしい生活を守られるように、ひとり一人の権利が擁護される地域づくりを推進します。
(2) 障がい者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がいの特性に応じた取組を行うことにより、自分らしく地域の中で生活できる社会の実現を目指します。 ◆ 障がいを持つ人に対する理解を深めることにより、誰もが生き生きと暮らせる差別のないまちづくりを推進します。
(3) 高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の整備を図るとともに、地域で支える高齢者の社会参加と生きがいづくりや介護予防を推進します。 ◆ 介護人材の確保やサービス供給基盤の整備を図ることにより、安定した介護保険サービスの提供に向けた仕組みづくりを推進します。
(4) 健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 運動、食生活等、多方面にわたって市民が主体的に健康づくりに取り組める機会を充実させ、健やかに暮らせる環境づくりを推進します。 ◆ こころの健康への理解を深め、孤立・孤独のない誰もが生き生きと暮らせる地域づくりを推進します。
(5) 地域医療	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の医療機関、在宅医療、介護施設等と相互連携することにより、包括的な地域医療体制の充実を目指します。 ◆ 地域医療を担う人材の確保・育成により、持続可能な地域医療体制の構築を目指します。



分野
3

安全・生活・環境

快適でひとにやさしく、居心地のよいまち

生活環境の維持・改善と暮らしの利便性向上が図られるよう生活インフラの計画的な整備・更新を進め、地域とともに雪や災害に強い体制を構築しながら、暮らしやすさと魚沼の自然が調和した、「住んでみたい」「住み続けたい」と思われるまちを目指します。

施策分野	施策分野の目標
(1) 防災・防犯・消防	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 非常時における機動力の向上や避難支援の充実とともに、情報伝達体制の強化や住民主体による防災体制の構築により、災害に強いまちを目指します。 ◆ 犯罪の未然防止に向けて、官民一体となった防犯活動の取組を進め、市民が安心して暮らせるまちを目指します。 ◆ 地域における防災力の強化とともに救急活動の機動力増強により、市民生活における安心感の向上を目指します。
(2) 道路	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 既存道路網の機能強化とネットワーク化を進めることにより、安全で快適な交通環境の向上を目指します。 ◆ 除雪体制の維持と消融雪施設の機能強化により、冬期間の交通確保と暮らしの質の向上を目指します。
(3) 都市計画・住まい	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共施設や生活利便施設などの都市機能の維持・集約を図ることにより、住みやすいまちを目指します。 ◆ 住宅の克雪化や空き家対策等により、安全に安心して暮らせる住環境と快適な住居の確保を目指します。 ◆ 公園緑地の適正な整備・管理により、市民の憩いや交流、子育ての場としての環境の充実を目指します。
(4) 交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 鉄道や路線バスを幹線、地域乗合タクシー等を支線と位置づけ、地域の実情に即した移動需要を支えていくことにより、高齢化社会等を見据えた持続可能な地域公共交通網の実現を目指します。 ◆ 市民ひとり一人の交通安全意識等の高揚を図ることにより、交通事故のない地域社会の実現を目指します。
(5) 上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 安全でおいしい魚沼の水を安定的に供給することにより、市民生活の満足度向上を目指します。 ◆ 施設の統廃合や長寿命化など下水道事業の効率化を進めながら、市民の安定利用と負担抑制を目指します。
(6) 自然環境・循環型社会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 美しい山々の風景や森林、里地・里山、水辺の環境を守り、大切な財産として後世に継承することにより、多様な動植物が生息・生育できる環境の保全を目指します。 ◆ ごみの減量やリサイクルの推進等を通じて、環境負荷の低減を図ることにより、持続可能な循環型社会の構築を目指します。 ◆ 省エネルギーを推進し、再生可能エネルギーの導入促進を図ることにより、脱炭素社会の実現を目指します。



分野
4

産業・雇用

魅力と活力が湧き出し、豊かさを実感できるまち

魚沼の豊富な地域資源を活用した新たなビジネスの創出を促進するとともに、知名度をいかした魚沼ブランドの発信強化で地場産業の取引拡大と市民の所得向上につながるながら、足腰の強い地域経済の構築と担い手の確保・育成を図っていくことにより、人が集まり活気あふれるまちを目指します。

施策分野	施策分野の目標
(1) 農業	<ul style="list-style-type: none">◆ 基幹産業である農業と、全国的なブランド産地を次世代へ継承するため、安定して営農を継続できる環境の整備・充実を目指します。◆ 生産基盤の強化を推進することにより、持続可能な農業経営の構築を目指します。
(2) 林業	<ul style="list-style-type: none">◆ 森林整備を適切に推進することにより、森林が有する多面的機能の保全を目指します。◆ 豊かな森林資源を活用し、地元産木材の利用拡大を促進することにより、持続可能な林業経営体制の構築を目指します。
(3) 商工業	<ul style="list-style-type: none">◆ 企業の競争力やものづくり基盤の強化を進めることにより、魅力ある産業の創出と地域産業の活性化を目指します。◆ 地域資源をいかした魅力的な事業展開を支援することにより、にぎわいを生み出す商業環境の実現を目指します。
(4) 観光	<ul style="list-style-type: none">◆ 豊かな地域資源を魅力ある観光資源へと再定義し、活用することで、交流促進と観光振興を図り、地域の活性化を目指します。◆ 観光振興に寄与する人材、組織の育成支援により、持続可能な受入体制の強化を目指します。
(5) 雇用・労働	<ul style="list-style-type: none">◆ 企業の育成を促進し、企業誘致や起業支援を進めることにより、安定した雇用の創出と多様な人材が活躍できる環境づくりを推進します。◆ 産学官の連携による高度な人材の育成や地域外からの人材確保を進めるとともに、若者が市内企業で働くことに魅力を感じられる職場環境の整備を推進することにより、地域企業の持続的な成長を目指します。



まちづくりの 土台

市民協働・行政運営 共につくる未来 開かれた行政運営

郷土愛・魚沼への愛着

- ◆ 子育て支援、仕事、生活など様々な施策を一体となって取り組むことにより、住みやすい、暮らしやすい環境づくりを推進し、移住・定住者の増加を目指します。
- ◆ 地域・学校・行政が連携し、子どもや若者の郷土愛の醸成を図ることにより、地域への愛着を形成し、若者の地元定着を目指します。

市民参画・市民協働

- ◆ 市民・市民団体・企業・行政がそれぞれの特性をいかして協働することにより、産業構造や社会情勢の変化等に伴い多様化する市民ニーズに対応したまちづくりを推進します。
- ◆ 各種計画策定や施策の検討においては、早い段階から市民等の関係者に情報を提供し、コミュニケーションを図りながら、市民の意見が反映される取組を推進します。
- ◆ 多様化する地域課題の解決に向けて、市民主体の話し合いを促進するとともに、地域における共助の取組を進めることにより、持続可能な地域づくりを推進します。

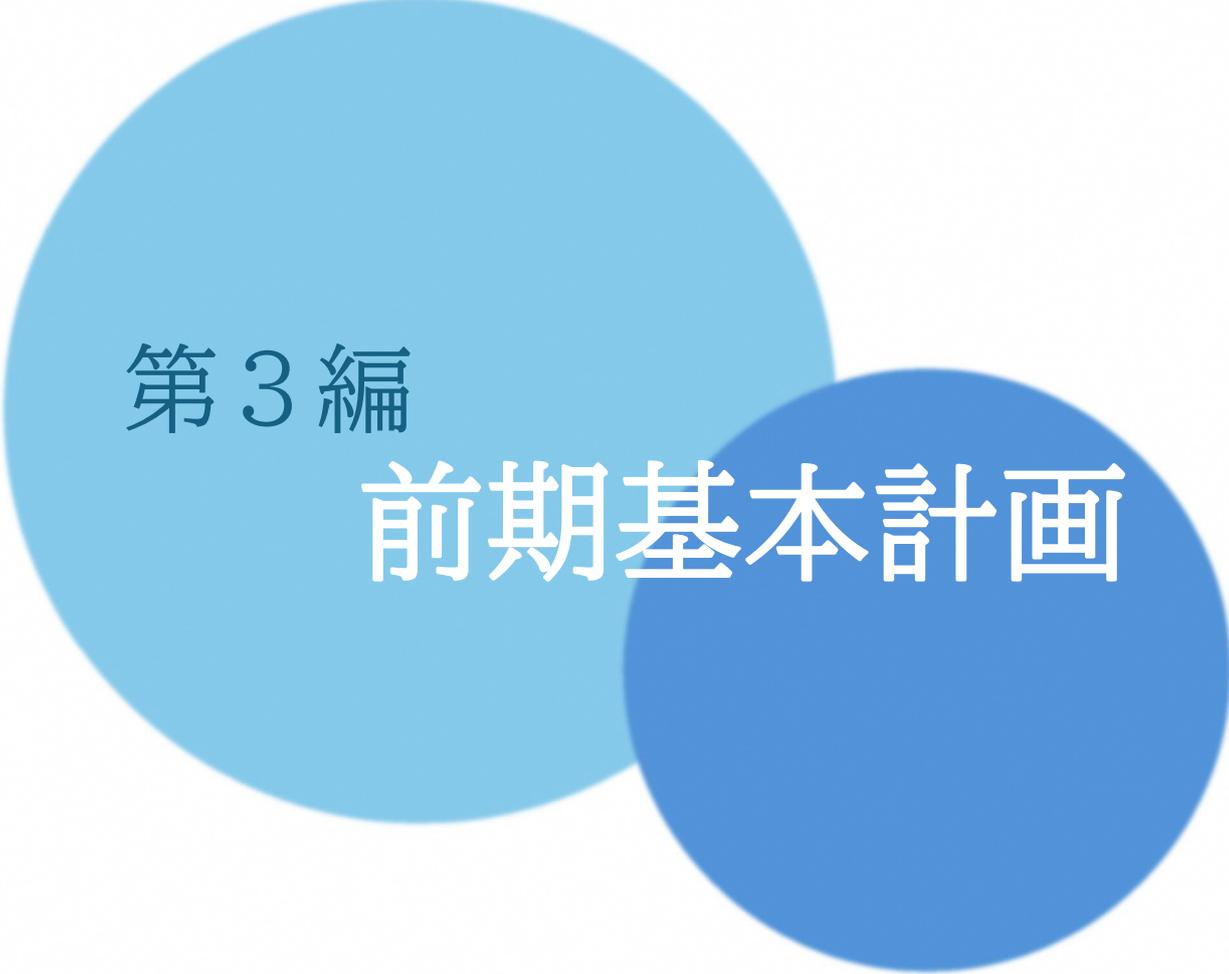
人権啓発

- ◆ ひとり一人の人権が尊重される社会の実現を目指すとともに、互いを認め尊重し合い、共に生きていく地域社会づくりを推進します。
- ◆ 多様な生き方を選択できる環境づくりや意識づくりにより、誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく生きることができるとともに、社会の実現を目指します。

行財政運営

- ◆ 市民のニーズを的確に把握し、市政に反映できるよう、正確な情報を迅速に提供するとともに、様々な手段を用いながら広聴機会の拡充を目指します。
- ◆ 行政手続の効率化やデジタル・トランスフォーメーション⁶の推進により、急速な人口減少と少子高齢化がもたらす社会の変化に対応し、多様化するニーズに応えることができる市民満足度の高い行政運営を目指します。
- ◆ 最小の経費で最大の効果をあげることを常に心掛け、次世代に大きな財政負担を残さないよう、事業の見直し等により健全な財政運営を目指します。

⁶ デジタル・トランスフォーメーション（DX）：ICT（情報通信技術）が浸透することにより、人々の生活があらゆる面でより良い方向に変化していくこと。



第3編

前期基本計画



第1章 前期基本計画

基本計画は、基本構想で示した将来目指す姿やまちづくりの方向性を実現するために、必要な施策の展開方針を整理したものです。施策の推進に当たっては分野横断的な連携を重視し、複合的な施策展開を通じて、より高い成果を目指します。

前期基本計画の体系図

分野
1

子育て・教育・文化

(1)	子ども・ 子育て支援	①	子育て環境の充実
		②	子育て支援体制の推進
		③	妊娠・出産期サポート支援の充実
(2)	学校教育	①	豊かな学びの推進
		②	きめ細かな教育の推進
		③	地域に開かれた学校づくり
(3)	生涯学習	①	生涯学習社会の推進
		②	生涯学習環境の充実
(4)	文化・ スポーツ	①	芸術・文化活動の振興
		②	郷土の歴史文化資産の継承
		③	生涯スポーツの推進

分野
2

福祉・健康・医療

(1)	地域福祉	①	地域福祉の推進
		②	困難を抱える人への支援
(2)	障がい者福祉	①	障がい者（児）支援の充実
		②	障がい者が自立・社会参加しやすい環境整備
(3)	高齢者福祉	①	健康づくりと介護予防の推進
		②	地域で支える高齢者の社会参加の促進
		③	認知症高齢者を支える体制づくり
		④	安定した介護保険サービスの提供
(4)	健康づくり	①	生涯にわたる健康づくり
		②	こころの健康づくり
(5)	地域医療	①	地域医療体制の充実
		②	小児医療体制の強化と連携
		③	市立小出病院の機能強化



分野 3 安全・生活・環境

(1)	防災・防犯・ 消防	①	防災対策の強化
		②	防犯体制の構築
		③	救急・救助の機動力強化
		④	消防体制の充実
(2)	道路	①	安全で快適な道路ネットワークの形成
		②	冬期の円滑な道路交通の確保
(3)	都市計画・ 住まい	①	コンパクトなまちづくり
		②	安全に安心して暮らせる住まいづくり
		③	公園緑地の充実
(4)	交通対策	①	地域公共交通の維持・充実
		②	交通安全対策の推進
(5)	上下水道	①	安全でおいしい水道水の安定供給
		②	持続可能な下水道事業の運営
(6)	自然環境・ 循環型社会	①	四季豊かな自然の保全・継承
		②	持続可能な循環型社会の構築
		③	地球温暖化対策の推進
		④	身近な生活環境の保全

分野 4 産業・雇用

(1)	農業	①	持続可能な営農環境の整備
		②	魚沼ブランド力の強化
		③	鳥獣被害防止対策の推進
(2)	林業	①	森林の整備・保全
		②	持続的な林業の振興
(3)	商工業	①	商工業の振興
		②	商店街の活性化
		③	産業の創出
(4)	観光	①	観光誘客の促進
		②	観光の魅力づくり
		③	体験型観光の充実
(5)	雇用・労働	①	働きやすい環境づくり
		②	雇用の創出
		③	地元就労の促進

まちづくりの土台 市民協働・行政運営

郷土愛・魚沼への愛着		市民参画・市民協働	
①	移住・定住の促進	①	市民参画機会の拡充と協働のまちづくり
②	関係人口の創出・拡大	②	地域づくり活動の活性化
③	若者定着の促進		
人権啓発		行財政運営	
①	人権尊重のまちづくり	①	広報・広聴の充実
②	多様性の推進	②	効率的で効果的な行政運営
		③	持続可能な財政運営



基本計画の見方

第1編 序論

施策分野の名称を示しています。

分野
1

子育て・教育・文化

(1) 子ども・子育て支援

第1編 序論

施策分野の目標

- ◆ 子育て環境の充実を図ることにより、全ての子どもの個性を尊重し、健やかな成長を目指します。
- ◆ 家庭・地域・保育施設等が連携し、社会全体で子育てを行う環境づくりを推進します。
- ◆ 妊娠・出産期のサポートを強化することにより、安心して妊娠・出産できる地域社会の実現を目指します。

第2編 基本構想

施策分野で目指す方向性を示しています。

編 基本構想

現状認識

- ◆ 保育施設等の入所数は少子化の影響で定員を下回っていますが、未満児からの入所率が高く推移していることや延長保育を利用する人数も多い状態が続いていることから、多様なニーズに対応する保育体制を充実させる必要があります。
- ◆ 子育て世代の保護者の共働き傾向が続き、依然として保育施設等へのニーズは高く多様化している状態が続いています。
- ◆ 少子化や核家族化などによる妊娠・出産や子育ての不安などに対し、サポートや相談できる環境の整備を進め、支援の強化を図る必要があります。

第3編 前期基本計画

社会背景や市民ニーズ等を踏まえた施策分野における現状認識を示しています。

期基本計画

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
保育園・認定こども園に満足している人の割合	97%	98%
放課後児童クラブに満足している人の割合	95%	98%
産後1か月健診EPDS ⁷ 9点未満の割合	94.5%	95%
1日3回の食事をしている子の割合【3歳児】	100%	100%
7時までには起床している子の割合【3歳児】	84.4%	90%
相談相手がいない人【4か月児、1歳6か月児】	4か月児0人 1歳6か月児2人	4か月児0人 1歳6か月児0人

第4編 資料編

第4編 資料編

施策の進捗や達成度合いを図るための指標を示しています。

⁷ EPDS：産後うつ病のスクリーニング（早期発見）を目的として開発された10項目の自己記入式質問票



施策

① 子育て環境の充実 【1-(1)-①】

- ◆ 子どもたちの健やかな成長と、生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、幼児期における教育・保育の環境と質の向上を図ります。
- ◆ 子育てに関する多様な考え方や保育ニーズの変化に対応するため、安全・安心な施設環境の整備と安定した保育サービスの提供を図り、持続可能な子育て支援の体制整備に取り組みます。

② 子育て支援体制の推進 【1-(1)-②】

- ◆ 子育ての不安や保護者の孤立を解消するため、こども家庭センターを中心に関係機関との連携を図り、各種相談や情報提供体制の強化に取り組みます。
- ◆ 子育て中の保護者同士の交流や情報交換ができる場を確保するため、ファミリー・サポート・センターや親子広場事業等の充実を図ります。

③ 妊娠・出産期サポート支援の充実 【1-(1)-③】

- ◆ 妊産婦の不安を解消し安心して子育て期を迎えられるようにするために、利用できるサービスや必要な支援につなげる相談支援体制の強化に取り組みます。
- ◆ 妊産婦の健康と子どもの健やかな成長を支援するため、関係機関と連携し、妊娠期から出産、子育て期の健診や訪問等の切れ目のない支援に取り組みます。

(1) 子ども・子育て支援

(2)

現状を踏まえ、目標の実現に向けて5年間で取り組む施策の内容を示しています。



かたっくりの幼児スペース



(3) 生涯学習

(4) 文化・スポーツ

関連する SDGs



施策に関連性の高いSDGsのゴールを示しています。(P23 参照)



SDGsの推進

SDGs (Sustainable Development Goals)は、2015(平成27)年の国連サミットで全加盟国が合意した、2030(令和12)年までに持続可能な社会を実現するための国際目標です。

17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない(Leave no one behind)」という理念の下、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指しています。

日本では、2016(平成28)年にSDGs推進本部を設置し、国家戦略として「SDGs(実施指針)」を策定しました。この指針により、地方自治体にもSDGsの視点を計画や方針に反映することが奨励され、行政・企業・市民が連携して、地方創生や地域課題の解決に取り組んでいます。本市においても、国が定めた方針を把握しつつ、総合計画の施策とSDGsの目標を関連付けて、本市の特徴や現状を踏まえ、達成に向けた取組を進めます。

17の目標

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1：貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10：人や国の不平等をなくそう 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2：飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11：住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3：すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12：つくる責任つかう責任 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4：質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13：気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5：ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14：海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6：安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>目標15：陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16：平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8：働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17：パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9：産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		



分野別施策

1 子育て・教育・文化

P25~32

次世代が愛着を感じ、希望を持って担えるまち

(1)子ども・子育て支援 / (2)学校教育 / (3)生涯学習 / (4)文化・スポーツ

2 福祉・健康・医療

P33~42

すべての市民が健やかに、安心して暮らせるまち

(1)地域福祉 / (2)障がい者福祉 / (3)高齢者福祉 / (4)健康づくり / (5)地域医療

3 安全・生活・環境

P43~54

快適でひとにやさしく、居心地のよいまち

(1)防災・防犯・消防 / (2)道路 / (3)都市計画・住まい / (4)交通対策
(5)上下水道 / (6)自然環境・循環型社会

4 産業・雇用

P55~64

魅力と活力が湧き出し、豊かさを実感できるまち

(1)農業 / (2)林業 / (3)商工業 / (4)観光 / (5)雇用・労働

まちづくりの土台 市民協働・行政運営

P65~68

郷土愛・魚沼への愛着 / 市民参画・市民協働 / 人権啓発 / 行財政運営





分野
1

子育て・教育・文化

(1) 子ども・子育て支援

施策分野の目標

- ◆ 子育て環境の充実を図ることにより、全ての子どもの個性を尊重し、健やかな成長を目指します。
- ◆ 家庭・地域・保育施設等が連携し、社会全体で子育てを行う環境づくりを推進します。
- ◆ 妊娠・出産期のサポートを強化することにより、安心して妊娠・出産できる地域社会の実現を目指します。

現状認識

- ◆ 保育施設等の入所数は少子化の影響で定員を下回っていますが、未満児からの入所率が高く推移していることや延長保育を利用する人数も多い状態が続いていることから、多様なニーズに対応する保育体制を充実させることが必要です。
- ◆ 子育て世代の保護者の共働き傾向が続き、依然として保育施設等へのニーズは高く多様化している状態が続いています。
- ◆ 少子化や核家族化などによる妊娠・出産や子育ての不安などに対し、サポートや相談できる環境の整備を進め、支援の強化を図る必要があります。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
保育園・認定こども園に満足している人の割合	97%	98%
放課後児童クラブに満足している人の割合	95%	98%
産後1か月健診EPDS ⁷ 9点未満の割合	94.5%	95%
1日3回の食事をしている子の割合【3歳児】	100%	100%
7時までには起床している子の割合【3歳児】	84.4%	90%
相談相手がいない人【4か月児、1歳6か月児】	4か月児0人 1歳6か月児2人	4か月児0人 1歳6か月児0人

⁷ EPDS：産後うつ病のスクリーニング（早期発見）を目的として開発された10項目の自己記入式質問票



施策

① 子育て環境の充実 【1-(1)-①】

- ◆ 子どもたちの健やかな成長と、生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、幼児期における教育・保育の環境と質の向上を図ります。
- ◆ 子育てに関する多様な考え方や保育ニーズの変化に対応するため、安全・安心な施設環境の整備と安定した保育サービスの提供を図り、持続可能な子育て支援の体制整備に取り組みます。

② 子育て支援体制の推進 【1-(1)-②】

- ◆ 子育ての不安や保護者の孤立を解消するため、こども家庭センターを中心に関係機関との連携を図り、各種相談や情報提供体制の強化に取り組みます。
- ◆ 子育て中の保護者同士の交流や情報交換ができる場を確保するため、ファミリー・サポート・センターや親子広場事業等の充実を図ります。

③ 妊娠・出産期サポート支援の充実 【1-(1)-③】

- ◆ 妊産婦の不安を解消し安心して子育て期を迎えられるようにするために、利用できるサービスや必要な支援につなげる相談支援体制の強化に取り組みます。
- ◆ 妊産婦の健康と子どもの健やかな成長を支援するため、関係機関と連携し、妊娠から出産、子育て期の健診や訪問等の切れ目のない支援に取り組みます。



かたっくりの幼児スペース



関連する SDGs





分野
1

子育て・教育・文化

(2) 学校教育

施策分野の目標

- ◆ 確かな学力、豊かな人間性、健やかな心身を育む魅力的な学校づくりに取り組むことにより、何事にも挑戦し、自らの生きる道を切りひらく子どもたちの育成を目指します。
- ◆ 学校と地域とのつながりを強化し、子どもたちが人や自然・文化と積極的に関わることにより、地域に愛着を持った、新たな地域を創る人材の育成を目指します。

現状認識

- ◆ 超スマート社会⁸の到来やグローバル化の進展等、社会の変化の中で、他者との関わりが希薄になり、将来の夢や目標を持つ子どもが少なくなっています。
- ◆ 不登校やいじめ等、様々な悩みや心配を抱える子どもが増えており、多様な教育ニーズに対応したひとり一人に寄り添った適切な対応が求められています。
- ◆ 幼保小連携により、架け橋期⁹における教育の充実に取り組んでいます。これにより、幼児教育と小学校教育の接続がカリキュラム化され、子どもたちの意欲的な学びの姿が見られるようになっていきます。
- ◆ 全小中学校へコミュニティ・スクールを導入し、保護者、地域、学校が一体となって、特色のある学校づくりを推進していますが、地域間で取組の差が見られます。
- ◆ 市の自然や人的・文化的資源である「ふるさと力」をいかしたカリキュラムや地域と世界をつなぐグローバル人材¹⁰の育成を通して、郷土への誇りを育む教育を推進しています。
- ◆ 学校施設の老朽化が進んでいます。また、学級数及び学級人数が小規模化していることから、望ましい教育環境について検討した上で、計画的な改修整備が必要です。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
「先生は授業やテストで間違えたところや理解していないところについてわかるまで教えてくれていると思いますか」の問いに「当てはまる」と答えた児童生徒の割合	小 48.3% 中 45.2%	60%
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」の問いに「当てはまる」と答えた児童生徒の割合	小 33.3% 中 36.1%	50%
「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」の問いに「当てはまる」と答えた児童生徒の割合	小 25.1% 中 32.2%	50%
小学校下学年の親和型学級の割合	31% (R7)	50%
子どもたちの地域への愛着度	63%	70%

⁸ 超スマート社会：AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）の略で、身の回りの様々なモノをインターネットとつなぐ技術）などの技術を活用して、経済発展と社会課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

⁹ 架け橋期：義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間

¹⁰ グローバル人材：世界的な視野を持って魚沼を見つめ直し、魚沼を世界の中心において考え、この地に密着して行動する人材



施策

① 豊かな学びの推進

【1-(2)-①】

- ◆ 学ぶ意欲や豊かな人間性、健やかな体の育成に努め、発達支持的生徒指導¹¹と子どもが主体となった授業づくりを一体化するなど、魅力的な学校づくりに取り組みます。
- ◆ ふるさとへの誇りと愛着を育むため、地域の人材や自然・歴史・文化資源を活用し、地域に支えられた教育活動に取り組みます。
- ◆ 教育環境の充実を図るため、ICT教育の推進に向けた整備を行い、ICT環境を活用した授業支援に取り組みます。
- ◆ 子どもたちが切磋琢磨しながら安心してのびのびと教育を受けられる環境を確保するために、保護者や地域との協議を進め、施設の更新や整備と小中学校の再編に取り組みます。

② きめ細かな教育の推進

【1-(2)-②】

- ◆ 幼児教育から学校教育への円滑な接続を図るため、「魚沼市架け橋プログラム¹²」に基づき、社会情動的能力¹³の育成や学びの連続性を確保するカリキュラム作成に取り組みます。
- ◆ 学校、家庭、地域と連携しながら、合理的配慮の下で子どもたちの成長を支援するため、不登校や特別な教育的ニーズを抱える児童生徒ひとり一人の状況を丁寧に把握し、居場所づくりや支援体制の強化に取り組みます。

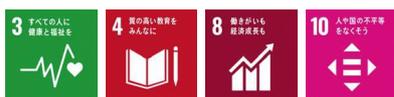
③ 地域に開かれた学校づくり

【1-(2)-③】

- ◆ 地域と共にある学校や学校を核とした地域づくりに向けて、コミュニティ・スクールの取組を拡充し、地域や保護者の持続的な参画を促進します。
- ◆ 子どもたちの多様な個性・興味・関心に応じたスポーツ・文化・芸術活動の機会を地域と連携して確保し、地域クラブの円滑な活動を支援します。
- ◆ 子どもたちのウェルビーイング¹⁴を育むため、地域や学校での他者との関わりを促進し、豊かな人間関係の構築を図ります。



関連する SDGs



¹¹ 発達支持的生徒指導：子どもたちが自ら成長・発達する過程を支える生徒指導の在り方。特定の課題を意識することなく、全ての教育活動の中で、日常的に進められる生徒指導の基盤となるもの

¹² 架け橋プログラム：幼児教育と小学校教育を円滑に接続するために、架け橋期の教育の充実を推進する全国的な取組

¹³ 社会情動的能力：学力テストや知能検査では測れない、意欲、協調性、忍耐力、自制心、コミュニケーション能力など、個人の性格や行動特性に関わる能力のこと。「社会情動的能力」や「非認知能力」ともいう。

¹⁴ ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念



分野
1

子育て・教育・文化

(3) 生涯学習

施策分野の目標

- ◆ 子どもから高齢者まで誰もが、いつでも、どこでも学べ、学習成果をいかせる環境づくりを推進します。
- ◆ 地域資源や市民の経験・知識をいかした活動を支援することにより、地域への愛着と誇りの醸成を目指します。
- ◆ 多様な世代が共に学び、交流する機会を創出することにより、地域全体で子どもと家庭を支える環境づくりを推進します。

現状認識

- ◆ 生涯学習団体の活動発表や公民館講座及びうおぬま市民大学の開催等、市民の学びの場や学習成果活用の場を提供していますが、参加者の減少、高齢化及び固定化の傾向にあります。
- ◆ 小中学生の読書量の減少や学校の図書室及び図書館・公民館図書室を利用する頻度が減少しており、特に中学生の読書離れが顕著となっています。
- ◆ 令和7(2025)年4月に、図書館と公民館機能を併せ持つ生涯学習センターが開館し、市民の生涯学習拠点として利用されています。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
各種行事、講座への参加者の人口に対する割合	3%	5%
地域学校協働活動の参加者数	56,714人	57,000人
生涯学習センター利用者数	(参考) 91,568人 (R7.4~R7.9)	210,000人
公民館利用者数	57,288人	60,000人



第1編
序論

第2編
基本構想

第3編
前期基本計画

第4編
資料編



施策

① 生涯学習社会の推進

【1-(3)-①】

- ◆ 子どもから高齢者までのライフステージにおける学習機会の充実を図るため、生涯学習情報の発信強化や地域の学習資源をいかしたプログラムの提供等に取り組みます。
- ◆ 地域への愛着と誇りを醸成するため、学びの成果を発揮できる活動機会を提供するほか、生涯学習で得た知識や成果を地域社会にいかせる仕組みづくりに取り組みます。
- ◆ 地域全体で子どもと子育て家庭を支えるため、地域資源をいかした地域学校協働活動を推進するとともに、地域で寄り添う家庭教育支援の仕組みづくりに取り組みます。

② 生涯学習環境の充実

【1-(3)-②】

- ◆ 市民の生涯学習機会の拡充と学習活動を支援するため、生涯学習センターや公民館の利用促進と有効活用を図ります。
- ◆ 子どもたちの読書活動の推進と読書習慣の定着を図るために、子どもたちの発達段階に応じた本との出会いの場の提供や読書に親しむことができる機会・環境の充実を図ります。



生涯学習センターここいら

関連する SDGs





分野
1

子育て・教育・文化

(4) 文化・スポーツ

施策分野の目標

- ◆ 市民が多彩な芸術・文化に親しみ、身近な場所で質の高い芸術・文化に触れる機会の充実を図ることにより、心豊かに暮らせる環境づくりを推進します。
- ◆ 魚沼の豊かな自然や文化、歴史に関する学習機会を提供し、地域の固有の宝として情報発信することにより、市民の意識高揚を図り、地域資源の保全と活用、次世代への継承を目指します。
- ◆ 市民が生涯にわたりスポーツに親しむ機会を提供することにより、健康で活力ある生活を送ることができる環境づくりを推進します。

現状認識

- ◆ 多くのサークルが様々な芸術・文化活動を行っており、地域文化の振興を図る上で、自主的な活動を支援しています。
- ◆ 市民が多彩な文化芸術に気軽に触れられる機会づくりを推進していますが、参加者の年齢層に偏りが見られる状況があり、幅広い世代の参加を促すことが課題となっています。
- ◆ 本市には、国・県・市指定の指定文化財のほか、古文書や民俗芸能、埋蔵文化財等の様々な文化財があります。これらは、本市の歴史を理解する上での貴重な財産であり、適切に保存し、次世代に継承する必要があります。
- ◆ 市民が生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を送るための環境づくりを推進するために、ジュニア競技スポーツの振興や各種スポーツイベントを実施し、未就学児から高齢者まで各年齢層に合った運動プログラムを提供するなど、スポーツ振興のための各種施策を推進しています。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
文化・芸術事業への参加者の人口に対する割合	36.7%	42%
講座等の参加率	88.2%	90%
歴史資料館来館者数	(参考) 1,956人 (R7.3~R7.9)	4,000人
各種大会・教室・講座等への参加者の人口に対する割合	33.8%	36%



第1編
序論

第2編
基本構想

第3編
前期基本計画

第4編
資料編



施策

① 芸術・文化活動の振興

【1-(4)-①】

- ◆ 心豊かな市民生活を創造するため、身近な場所で多彩な芸術・文化に触れ、体験し、交流する機会を創出するなど、誰もが芸術・文化活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- ◆ 市民の芸術・文化活動の活性化を図るため、安心して活動できる場を確保・充実し、市民や文化団体と協力して活動を支える仕組みづくりに取り組みます。

② 郷土の歴史文化資産の継承

【1-(4)-②】

- ◆ 多くの市民が本市の歴史や伝統文化を学び親しむ機会を得られるようにするため、歴史文化資産の適切な保存と公開に努め、郷土学習や観光・交流、まちづくり等での活用に取り組みます。
- ◆ 地域に受け継がれている無形文化財を次世代へ継承していくため、子どもたちの伝統芸能活動への参加促進を行うほか、後継者の育成や継承活動の支援に取り組みます。

③ 生涯スポーツの推進

【1-(4)-③】

- ◆ 市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができるようにするため、新たな種目を含めて様々なスポーツ活動の場を創出するとともに、幅広い世代が参加できる事業を充実するなど、誰もが気軽に参加できる環境づくりに取り組みます。
- ◆ 誰もが安全・安心にスポーツ活動を行うことができるようにするため、関係団体と連携して安全対策や施設整備を行うほか、地域全体でスポーツ活動を支える体制の充実を図ります。



魚沼市歴史資料館



魚沼コシヒカリ紅葉マラソン

関連する SDGs





分野
2

福祉・健康・医療

(1) 地域福祉

施策分野の目標

- ◆ 誰もが孤立や孤独に悩むことのないように、声を掛け合い、お互いに助け合う地域共生社会の実現を目指します。
- ◆ 高齢や障がい等により支援を必要とする人が、自分らしい生活を守られるように、ひとり一人の権利が擁護される地域づくりを推進します。

現状認識

- ◆ 個人の価値観、生活スタイルの多様化等により、地域での日常的な支え合い、助け合いが希薄になっている傾向にあります。
- ◆ 家族形態の変化等により、身寄りのない方や身寄りがあっても頼ることができず社会的な孤立状況となる人が増えています。
- ◆ 定年延長等により地域福祉活動の担い手不足が生じています。
- ◆ 社会が複雑化する中で、地域で生活する認知症高齢者や障がい者の権利擁護に取り組む必要があります。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
民生委員・児童委員の相談対応件数	3,369 件	4,000 件
自立支援プランを作成し、継続的な支援を実施し自立できた割合	0%	30%



第1編
序論

第2編
基本構想

第3編
前期基本計画

第4編
資料編



施策

① 地域福祉の推進

【2-(1)-①】

- ◆ 地域における助け合いの下で全ての人々が安心して暮らせるように、地域住民が主体となった交流活動を通じて、顔の見える関係づくりの支援に取り組みます。
- ◆ 地域と行政をつなぐ民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、自治会や関係機関等と連携しながら福祉ボランティア活動に対する意識醸成に取り組みます。
- ◆ 生活困窮者等の自立に向けて、生活や就労等に関する相談支援体制の強化とともに家計相談支援を実施するなど、早期の生活再生支援に取り組みます。

② 困難を抱える人への支援

【2-(1)-②】

- ◆ 身寄りのない人、認知症高齢者、障がいを持つ人等で日常生活上の困難を抱える人が必要とするサービスを利用できるように、権利擁護サポートセンターの周知を図るとともに、成年後見制度の普及に取り組みます。
- ◆ 複雑化、多様化する市民の生活課題に的確に対応するため、関係機関との連携を図りながら、相談支援体制の強化を図ります。



魚沼市民生委員児童委員協議会総会の様子

(1) 地域福祉

(2) 障がい者福祉

(3) 高齢者福祉

(4) 健康づくり

(5) 地域医療

関連する SDGs





分野
2

福祉・健康・医療

(2) 障がい者福祉

施策分野の目標

- ◆ 障がいの特性に応じた取組を行うことにより、自分らしく地域の中で生活できる社会の実現を目指します。
- ◆ 障がいを持つ人に対する理解を深めることにより、誰もが生き生きと暮らせる差別のないまちづくりを推進します。

現状認識

- ◆ 当事者の特性や介護者の状況に応じた自立支援に対応できる福祉資源が不足しています。
- ◆ 障がい福祉に関わる職員不足により、安定したサービスの継続に不安が生じています。
- ◆ 障がい者が安心して地域生活を送ることができるように、市民や企業に向けての障がい者理解に関する継続的な啓発が必要です。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
人口千人当たりの障がい福祉事業所数	1.05 事業所	1.19 事業所
手話奉仕員等の人数	22 人	35 人

第1編
序論

第2編
基本構想

第3編
前期基本計画

第4編
資料編



施策

① 障がい者（児）支援の充実

【2-(2)-①】

- ◆ 障がいを持つ人が最適な支援を受けられるように、障がい者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図ります。
- ◆ 障がいを持つ人やその家族が地域で安心して暮らすことができるように、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関と連携した切れ目のない支援体制を構築するとともに、福祉サービスの安定供給に向けて福祉人材の確保・育成に取り組みます。

② 障がい者が自立・社会参加しやすい環境整備

【2-(2)-②】

- ◆ 障がいを持つ人が自立して生活し、地域の一員として活躍できるように、関連情報を広く地域社会に発信するなど、障がいを持つ人に対する理解や認識が深まるための活動に取り組みます。
- ◆ 障がいを持つ人の働く機会を拡充し、地域社会において能力を十分に発揮できるよう、関係機関との連携を図りながら、就労に向けた支援に取り組みます。



小出特別支援学校の生徒による「なごみカフェ」



障がい者作品展「冬銀河」

関連する SDGs



(1) 地域福祉

(2) 障がい者福祉

(3) 高齢者福祉

(4) 健康づくり

(5) 地域医療



分野
2

福祉・健康・医療

(3) 高齢者福祉

施策分野の目標

- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の整備を図るとともに、地域で支える高齢者の社会参加と生きがいづくりや介護予防を推進します。
- ◆ 介護人材の確保やサービス供給基盤の整備を図ることにより、安定した介護保険サービスの提供に向けた仕組みづくりを推進します。

現状認識

- ◆ 本市の令和6(2024)年9月末時点の高齢化率は39.7%と県平均(34.3%)及び全国平均(29.3%)を大きく上回っており、高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯等が増える中で、今後、高齢者福祉や介護サービスに対する需要が増加していくことが想定されます。
- ◆ 令和5(2023)年度に実施した市民アンケートでは、現在又は将来の暮らしについて、「自分や家族が介護が必要な状態になること」を不安に感じている割合が約40%と高くなっています。
- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、高齢者自身の介護予防の取組が重要であり、若返りトレーニング教室やいきいき元気教室等の事業を実施しています。
- ◆ 介護を必要とする高齢者が増加する一方で、元気な高齢者も多く、シルバー人材センターや老人クラブの活動等を支援し、高齢者が地域で生きがいを持って活躍できる場の提供に努めています。
- ◆ 令和6(2024)年度に実施した市内の介護保険事業所に対するアンケートでは、人材の不足や職員の高齢化が問題となっており、介護人材の確保・定着に向けた夜勤手当支援やキャリアパス支援等の取組を実施しています。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
高齢者に占める要介護(要支援)認定者数の割合	17.9%	20%未満
シルバー人材センターの会員のうち就業実人員数の割合	88.7%	90%
認知症初期集中支援事業利用件数	5件	10件
人口千人当たりの介護保険事業所数	2.20事業所	2.28事業所

第1編
序論

第2編
基本構想

第3編
前期基本計画

第4編
資料編



施策

① 健康づくりと介護予防の推進 【2-(3)-①】

- ◆ 住み慣れた地域において誰もがいつまでも健康で充実した生活が送れるように、介護予防のための健康教室等の実施や生きがいつくりの支援に取り組みます。
- ◆ 高齢者ひとり一人が自身の健康の維持・向上に努めるよう指導・啓発に取り組むとともに、地域における高齢者のボランティア活動への支援を通じて、生活習慣病の抑制と介護予防に取り組みます。

② 地域で支える高齢者の社会参加の促進 【2-(3)-②】

- ◆ 地域包括ケアシステムに基づき地域全体で高齢者の生活を支えるとともに、高齢者が自身の培った技能や技術を発揮し活躍できる場所づくりの支援に取り組みます。
- ◆ 「人と人」「人と社会」がつながり、生きがいや役割を持って、助け合いながら暮らしていけるよう、市民、自治会、ボランティア団体、医療・介護事業者、行政等の密接な連携を図ります。

③ 認知症高齢者を支える体制づくり 【2-(3)-③】

- ◆ 認知症高齢者とその家族が安心して生活できるように、地域で支える体制づくりに取り組みます。
- ◆ 認知症を正しく理解するための啓発活動に取り組むとともに、認知症高齢者を介護する家族の負担軽減に向けた介護サービスの充実を図ります。

④ 安定した介護保険サービスの提供 【2-(3)-④】

- ◆ 市民が必要とするときに満足できる介護サービスを受けられるよう、介護人材の確保と定着に取り組みます。
- ◆ ニーズに応じて事業者が安定した介護サービスを提供できるよう、安定的で円滑な事業運営に向けた支援とともに、健全な介護保険事業の運営に取り組みます。

(1) 地域福祉

(2) 障がい者福祉

(3) 高齢者福祉

(4) 健康づくり

(5) 地域医療

関連する SDGs





分野
2

福祉・健康・医療

(4) 健康づくり

施策分野の目標

- ◆ 運動、食生活等、多方面にわたって市民が主体的に健康づくりに取り組める機会を充実させ、健やかに暮らせる環境づくりを推進します。
- ◆ こころの健康への理解を深め、孤立・孤独のない誰もが生き生きと暮らせる地域づくりを推進します。

現状認識

- ◆ 全てのライフステージにおける健康づくりを推進していますが、40歳から60歳代における健康づくりの意識が他の年代より低い現状にあります。
- ◆ 若い世代からの各種けん診等の受診を推奨し、市民ひとり一人の健康意識の醸成や地域に根差した健康づくりをより一層推進する必要があります。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の流行を境に、各種けん診の受診率が低下していることから、受診率の向上に向けた取組が求められます。
- ◆ 国と比較した標準化死亡比¹⁵は男女ともに自殺が多く、本市の自殺率の高さがうかがえることから、市民のこころの健康づくりを推進していく必要があります。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
特定健診受診者のうち、質問票で運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと回答した人の割合	66% (R5)	70% (R11)
自殺危機初期介入スキルワークショップ受講者数	199人 (累計)	250人 (累計)



¹⁵ 標準化死亡比：年齢構成の違いの影響を除いて死亡状況を表すもので、地域を比較するために用いられる統計指標



施策

① 生涯にわたる健康づくり

【2-(4)-①】

- ◆ 市民の継続的な健康づくりを推進するため、「うおぬま元気ポイント」等、市民が主体的に健康づくりに取り組めるきっかけや環境づくりの充実を図ります。
- ◆ 疾病の早期発見・治療のため、各種けん診を受診しやすい環境にするとともに、未受診者への受診勧奨により、受診率向上に取り組めます。
- ◆ 健康寿命を延伸させるため、受診結果等を踏まえた健康教育の実施により、生活習慣病の発症・重症化予防に取り組めます。

② こころの健康づくり

【2-(4)-②】

- ◆ 市民のこころの健康づくりを支援するため、こころの健康問題と自殺予防に対する正しい知識の普及・啓発を推進するとともに、相談体制の充実や専門機関との連携を図ります。
- ◆ 心の不調を一人で抱え込む人を少なくするため、自殺対策を支えるための人材として、ゲートキーパー¹⁶の養成を図ります。



ふれあい福祉フェスティバル
けんこうコーナー



骨粗しょう症予防教室

関連する SDGs



¹⁶ ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置付けられる人



分野
2

福祉・健康・医療

(5) 地域医療

施策分野の目標

- ◆ 地域の医療機関、在宅医療、介護施設等と相互連携することにより、包括的な地域医療体制の充実を目指します。
- ◆ 地域医療を担う人材の確保・育成により、持続可能な地域医療体制の構築を目指します。

現状認識

- ◆ 高齢化の加速により、在宅医療の需要が増えることが予想されており、医療と介護の連携をより一層強化し、高齢者等が自宅で安心して暮らせる医療体制を整える必要があります。
- ◆ 「うおぬま・米ねっと¹⁷」の構築・運営により、情報共有がスムーズとなり、必要な医療及び介護が市民に適切に提供されていますが、40歳から64歳までの加入率が低調であり、加入促進が求められます。
- ◆ 医師の高齢化や看護師不足が進んでおり、医療従事者の確保が課題となっています。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
救急搬送時の患者の「うおぬま・米ねっと」利用率	72%	75%
市立小出病院の常勤医師数	7人	9人

第1編
序論

第2編
基本構想

第3編
前期基本計画

第4編
資料編

¹⁷ うおぬま・米ねっと：新潟県の魚沼地域（十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町）で稼働している、医療介護連携ネットワークであり、米ねっとに加入申込みした患者情報を医療機関、調剤薬局、介護施設、救急隊などの間ですばやく共有し、より良い医療・介護サービスに役立てることを目的とする。



施策

① 地域医療体制の充実

【2-(5)-①】

- ◆ 在宅医療・介護に係る様々な支援を包括的に提供するため、医療機関、在宅医療、介護施設等との相互連携を強化し、市立小出病院を拠点とした地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。
- ◆ 迅速で効率的な医療サービスの提供を推進するため、「うおぬま・米ねっと」の重要性・有用性を周知し、加入者の増加を図ります。

② 小児医療体制の強化と連携

【2-(5)-②】

- ◆ 妊娠、出産から産後の子育てまで安心して過ごせるようにするため、近隣自治体や関係機関と連携し、広域医療体制の充実を図ります。
- ◆ 安心して子育てができる医療環境を充実するため、関係機関と連携し、小児医療の夜間・休日診療体制の強化を図ります。

③ 市立小出病院の機能強化

【2-(5)-③】

- ◆ 保健・医療・福祉を包括的に提供できる地域医療センター実現のため、関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの医療拠点としての機能強化を図ります。
- ◆ 地域医療の中核施設として市民に必要な医療を持続的に提供するため、各種制度を活用し、医療人材の確保と育成に取り組みます。



(1) 地域福祉

(2) 障がい者福祉

(3) 高齢者福祉

(4) 健康づくり

(5) 地域医療

関連する SDGs





分野
3

安全・生活・環境

(1) 防災・防犯・消防

施策分野の目標

- ◆ 非常時における機動力の向上や避難支援の充実とともに、情報伝達体制の強化や住民主体による防災体制の構築により、災害に強いまちを目指します。
- ◆ 犯罪の未然防止に向けて、官民一体となった防犯活動の取組を進め、市民が安心して暮らせるまちを目指します。
- ◆ 地域における防災力の強化とともに救急活動の機動力増強により、市民生活における安心感の向上を目指します。

現状認識

- ◆ 市民ひとり一人が災害対策を自分事として捉え、日常的に防災・減災対策に取り組んでいくことが必要です。
- ◆ 地域における防災力の強化を図るため、自主防災組織に対する活動支援とともに、防災士の育成を促進する必要があります。
- ◆ 近年、巧妙化・複雑化する犯罪により、高齢者のみならず幅広い年齢層に被害が及んでいることから、被害防止と犯罪発生抑制に向けた対策が必要となっています。
- ◆ 広域的に被害が発生する自然災害も近年、頻発化・激甚化しており、大規模災害発生時には救助困難事例や災害時要支援者等の避難困難事例も発生しています。
- ◆ 高齢化の加速等により、依然として救急需要は高止まりの状況であり、救急要請の内容についても緊急性が高いものだけでなく、社会的な事情を背景とした救急要請が増加しています。
- ◆ 出火件数は減少傾向にありますが、気候等の影響から山林を始め火災の大規模化が見られます。
- ◆ 消防団員の減少や高齢化が顕著となっており、担い手の確保や組織体制の見直し等が必要となっています。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
地区避難計画を策定した自主防災組織数	4件 (累計)	52件 (累計)
詐欺被害額 (年間総額)	7,495万円	0円
出火率 (人口一万人当たりの出火件数)	2.41件	1.75件
救命率	5%	6%
消防団員人口カバー率 (消防団員一人当たり人口)	45.1人	42.9人

第1編
序論

第2編
基本構想

第3編
前期基本計画

第4編
資料編



施策

① 防災対策の強化 【3-(1)-①】

- ◆ 災害時における現場対応力の強化を図るため、防災士を育成するとともに、市民ひとり一人の防災意識を高め、市民みんなで「できる範囲でやれることをやる」共助体制の構築に取り組みます。
- ◆ 災害時における被害の抑制と早期の復旧を図るため、多様な情報通信手段を用いながら必要な情報を正確かつ迅速に伝達できる体制整備に取り組みます。
- ◆ 予期せぬ災害が発生した際に全ての人々が確実に避難できるよう、地域内の連携強化を支援するとともに、支援を必要とする世帯の状況を把握し関係機関内における情報の共有を図ります。

② 防犯体制の構築 【3-(1)-②】

- ◆ 市民が犯罪に巻き込まれないようにするため、防犯教室や広報等による啓発活動を行い、市民の防犯意識の向上を図ります。
- ◆ 犯罪を抑制するため、地域と関係機関が一体となった防犯活動を支援するとともに、地域内における監視体制の強化に取り組みます。

③ 救急・救助の機動力強化 【3-(1)-③】

- ◆ 不慮のけがや疾病などによる傷病者の救命率を引き上げるため、救急救命士の養成や救急・救助技術の向上に取り組みます。
- ◆ 地域包括ケアシステムの一員として、傷病者を迅速かつ安全に医療機関に搬送するため、関係機関と情報の共有を図るとともに、連携体制の強化によりひとり一人を支える活動に取り組みます。

④ 消防体制の充実 【3-(1)-④】

- ◆ 市民の防火意識を高め、火災を未然に防止するため、多様な広報手段を用いた予防啓発と注意喚起に取り組みます。
- ◆ 地域の安全・安心を守るため、火災や自然災害など発生時に、機動力を駆使して迅速かつ効果的に消火や救助活動を行えるよう、機能別消防団員¹⁸を含めた消防団員の確保と消防団組織の再編に取り組みます。

(1) 防災・防犯・消防

(2) 道路

(3) 都市計画・住まい

(4) 交通対策

(5) 上下水道

(6) 自然環境・循環型社会

関連する SDGs



¹⁸ 機能別消防団員：能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員。時間帯を限定した活動を行い、消防団を補完する役割を担っている。



分野
3

安全・生活・環境

(2) 道路

施策分野の目標

- ◆ 既存道路網の機能強化とネットワーク化を進めることにより、安全で快適な交通環境の向上を目指します。
- ◆ 除雪体制の維持と消融雪施設の機能強化により、冬期間の交通確保と暮らしの質の向上を目指します。

現状認識

- ◆ 地域要望を中心に生活路線の市道整備を進めてきましたが、いまだ狭あいな箇所も点在していることから、引き続き拡幅や交差点改良等の道路整備を推進していく必要があります。
- ◆ 市街地周辺で進められる国県の道路改良や拠点施設整備に合わせて、接続する市道を整備することで、都市機能の集約や居住誘導を促進していく必要があります。
- ◆ 橋梁等の老朽化が進んでいることから、長寿命化計画等に基づき、計画的に維持補修していく必要があります。
- ◆ 気候変動の影響で異常降雪が頻発する中、冬期における道路交通の確保は、市民生活や企業活動に直結する重要課題となっています。
- ◆ 歩道未整備の通学路で小学生の列に車両が突っ込むといった悲惨な事故が発生していることもあり、車両通行量が多い道路の沿線地区から歩道設置の要望が多く寄せられています。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
市道改良計画における要望路線の改良実施率	35% (R3~R7 累計)	35% (R8~R12 累計)
Ⅲ判定 ¹⁹ 橋梁数	31 橋	4 橋
消融雪施設により交通が確保されている市道延長	128.6 km	128.6 km
道路除雪機械オペレーター体制維持率	100%	100%

¹⁹ Ⅲ判定：橋梁定期点検の判定区分で、早期に補修を要する状態を示す。



施策

① 安全で快適な道路ネットワークの形成 【3-(2)-①】

- ◆ 国道、県道の整備促進を関係機関へ継続的に要望するとともに、市内各地域の連携を支えるため、幹線市道の整備に取り組みます。
- ◆ 安全・円滑な交通を確保するため、施設の定期点検と計画的補修により、橋梁等道路インフラの長寿命化に取り組みます。
- ◆ 生活環境の向上と歩行者の安全確保を図るため、歩道整備や狭あい道路の解消に取り組みます。

② 冬期の円滑な道路交通の確保 【3-(2)-②】

- ◆ 冬期道路交通の安全を確保するため、消融雪施設と道路除雪機械の計画的な更新や道路除雪機械オペレーターの確保により道路除雪体制の強化に取り組みます。
- ◆ 児童生徒等の安全確保に配慮し、通学路や医療・福祉施設周辺等における歩行空間を確保するため、歩道除雪の充実に取り組みます。



関連する SDGs





分野
3

安全・生活・環境

(3) 都市計画・住まい

施策分野の目標

- ◆ 公共施設や生活利便施設などの都市機能の維持・集約を図ることにより、住みやすいまちを目指します。
- ◆ 住宅の克雪化や空き家対策等により、安全に安心して暮らせる住環境と快適な住居の確保を目指します。
- ◆ 公園緑地の適正な整備・管理により、市民の憩いや交流、子育ての場としての環境の充実を目指します。

現状認識

- ◆ 人口減少及び少子高齢化の進行により、地域の存続が困難になることが予想されますが、生活に必要な施設等が集積している地域には一定の人口集積が見受けられます。
- ◆ 住宅の克雪化・耐震化とリフォーム支援等を推進し、住環境の整備に努めていますが、耐震化や屋根雪除雪時の安全対策が余り進んでいない現状にあります。
- ◆ 公営住宅の老朽化が進んでいますが、管理戸数が多く長寿命化の進捗が遅れが生じています。
- ◆ カーボンニュートラルの実現に向けて、一般住宅に対して取組を進めていますが、建替えの時期や多額のリフォーム費用によって省エネ住宅には早期に転換できない現状にあります。
- ◆ 人口減少、高齢化の進行とともに、空き家が増加しており、特に管理が不全な空き家の増加は、良好な住環境を阻害しています。
- ◆ 空き家バンクへの登録を推進するとともに、利活用を促していますが、活発に利活用されていない現状があります。
- ◆ 市内には、市民に身近な公園と郊外には比較的規模が大きな公園が各地に多数立地していますが、多くは建設から年数を経過し、公園施設の老朽化が進んでいます。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
居住誘導区域内の人口密度	29.1 人/ha	27.5 人/ha
耐震・克雪・住宅リフォーム等 持家の工事実施率	4.5%	4.5%
公営住宅入居率	70.7%	75%
空き家バンクの成約件数	27 件 (累計)	80 件 (累計)
安全に使用できる遊具の割合	75%	100%
公園利用者数	64,700 人	65,000 人

第1編
序論

第2編
基本構想

第3編
前期基本計画

第4編
資料編



施策

① コンパクトなまちづくり

【3-(3)-①】

- ◆ にぎわいのある生活利便性の高いまちを形成するため、市の中心拠点に、行政庁舎・文化施設・医療施設・商店街などの都市機能の維持や誘導を図ります。
- ◆ 全ての人々が安心して暮らせるために、中心拠点と地域拠点を結ぶ公共交通ネットワークの形成と災害リスクの周知等による防災・減災対策に取り組みます。

② 安全に安心して暮らせる住まいづくり

【3-(3)-②】

- ◆ 降雪期を含む年間を通して安全で快適な居住空間の整備を促進するため、一般住宅の耐震化・克雪化・省エネルギー化に向けた支援に取り組みます。
- ◆ 住宅に困窮する人が安定した居住を確保できるよう、公営住宅の居住環境の改善や民間賃貸住宅の活用等により、住宅セーフティネット機能の充実を図ります。
- ◆ 地域の良好な生活環境を保全するため、空き家所有者等に対し、適正管理の啓発を強化するとともに、空き家バンクの活用促進、空き家相談体制の構築等総合的な空き家等の対策に取り組みます。

③ 公園緑地の充実

【3-(3)-③】

- ◆ 市民にとって身近な公園は、子どもたちの安全な遊び場や地域住民の交流の場とするため、機能充実とともに適切な維持管理を図ります。
- ◆ 大規模な公園は、市民の休息や散策、レクリエーションや運動のための施設として維持するため、計画的な改修を図るとともに利用促進に取り組みます。



月岡公園のユリ畑



関連する SDGs



(1) 防災・防犯・消防

(2) 道路

(3) 都市計画・住まい

(4) 交通対策

(5) 上下水道

(6) 自然環境・循環型社会



分野
3

安全・生活・環境

(4) 交通対策

施策分野の目標

- ◆ 鉄道や路線バスを幹線、地域乗合タクシー等を支線と位置づけ、地域の実情に即した移動需要を支えていくことにより、高齢化社会等を見据えた持続可能な地域公共交通網の実現を目指します。
- ◆ 市民ひとり一人の交通安全意識等の高揚を図ることにより、交通事故のない地域社会の実現を目指します。

現状認識

- ◆ 市の公共交通には、市が運営するコミュニティバス、スクールバス、乗合タクシー、民間が運営する鉄道、路線バス、一般タクシー等があり、学生の通学や高齢者の通院・買い物等、市民の日常生活を支えています。
- ◆ 高齢化が更に進行することにより、自分で運転できない市民の増加が見込まれ、公共交通の維持・確保が必要ですが、少子化や公共交通利用者数の減少、乗務員の高齢化・人材不足への対応が課題となっています。
- ◆ 高齢者に関する交通事故発生割合が高い傾向が続いているため、高齢者を中心に市民全体の交通安全に対する意識高揚を図っていく必要があります。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
市民一人当たりの乗合タクシー等 利用回数	0.98 回	1.1 回
交通事故件数	30 件	25 件

第1編
序論

第2編
基本構想

第3編
前期基本計画

第4編
資料編



施策

① 地域公共交通の維持・充実

【3-(4)-①】

- ◆ 自家用車を持たない方の移動手段確保のため、交通事業者、行政、住民等が役割を分担し、地域公共交通の維持・存続に取り組むとともに、バスやタクシー事業者の人材確保支援に取り組みます。
- ◆ AI オンデマンド交通「のるーと魚沼」²⁰の本格運行を始め、乗合タクシー利用者の利便性向上を図ります。
- ◆ 地域の実情に合わせた、より効率的で持続可能な交通網の形成に取り組みます。

② 交通安全対策の推進

【3-(4)-②】

- ◆ 警察や交通安全協会等との連携による交通安全教育や啓発活動により、高齢者や子どもの交通事故防止に努め、市民の交通安全意識の高揚を図ります。
- ◆ 歩行者や自家用車等の交通事故防止のため、カーブミラー等の交通安全施設の維持管理・整備に取り組みます。
- ◆ 自動車等運転免許証自主返納者に対し、乗合タクシー等共通回数券を交付し、高齢者の交通事故防止を図ります。



のるーと魚沼

関連する SDGs



²⁰ AI オンデマンド交通「のるーと魚沼」：AI が予約状況に応じて運行ルートを考えながら走る乗合タクシー



分野
3

安全・生活・環境

(5) 上下水道

施策分野の目標

- ◆ 安全でおいしい魚沼の水を安定的に供給することにより、市民生活の満足度向上を目指します。
- ◆ 施設の統廃合や長寿命化など下水道事業の効率化を進めながら、市民の安定利用と負担抑制を目指します。

現状認識

- ◆ 水道施設の老朽化に伴う更新投資の増大や人口減少等による料金収入の減少により厳しい経営状況となっています。
- ◆ 水道管路の耐震化を進めてきており、今後も災害時への対応等を考慮した施設整備を推進していく必要があります。
- ◆ 公共下水道施設及び農業集落排水施設は、全体的に施設の老朽化が進んでいます。
- ◆ 下水道施設の統廃合を進めており、今後も計画的に実施していく必要があります。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
老朽水道管の布設替延長	11,999m (R2~R6 累計)	10,000m (R8~R12 累計)
下水道処理施設の数	17 施設	16 施設

第1編
序論

第2編
基本構想

第3編
前期基本計画

第4編
資料編



施策

① 安全でおいしい水道水の安定供給 【3-(5)-①】

- ◆ 魚沼のおいしい水を安心して使っていただけるよう、水道施設の計画的な改修・更新に取り組みます。
- ◆ 水道水を安定的に供給するため、施設の適切な維持管理を行うことにより、事業経営の健全化を図ります。

② 持続可能な下水道事業の運営 【3-(5)-②】

- ◆ 水道の使用とともに市民から安心して下水道を利用いただくため、下水道施設の強靱化・長寿命化に取り組みます。
- ◆ 将来にわたって下水道サービスが安定的に提供できるよう、施設の統廃合や業務の効率化に取り組みます。



関連する SDGs



(1) 防災・防犯・消防

(2) 道路

(3) 都市計画・住まい

(4) 交通対策

(5) 上下水道

(6) 自然環境・循環型社会



分野
3

安全・生活・環境

(6) 自然環境・循環型社会

施策分野の目標

- ◆ 美しい山々の風景や森林、里地・里山、水辺の環境を守り、大切な財産として後世に継承することにより、多様な動植物が生息・生育できる環境の保全を目指します。
- ◆ ごみの減量やリサイクルの推進等を通じて、環境負荷の低減を図ることにより、持続可能な循環型社会の構築を目指します。
- ◆ 省エネルギーを推進し、再生可能エネルギーの導入促進を図ることにより、脱炭素社会の実現を目指します。

現状認識

- ◆ 本市は広大な面積の中に、山岳、湿地、河川、湖沼、里地里山等、四季折々の豊かで美しい自然が息づいており、今後も守っていく必要があります。
- ◆ 雄大な自然の中に希少な生物も生息しており、貴重な動植物を保全する体制を維持していくことが課題となっています。
- ◆ 野生鳥獣による人的被害も懸念されており、適度な捕獲や被害を低減する対策に取り組んでいく必要があります。
- ◆ ごみ処理施設の老朽化に加え、大和地区のごみ受入停止により施設規模が過大になるという問題を解決するために、新ごみ処理施設の整備を進める必要があります。
- ◆ 市民一人当たりの一般廃棄物排出量及びリサイクル率は県平均よりも低い状況が続いており、目標達成に向け、ごみの分別区分見直しなど、減量化及び資源化を推進するための積極的な対策が求められています。
- ◆ 近年、世界的な平均気温の上昇や大雨の増加等の気候変動が、生活に大きな影響を及ぼしており、地球温暖化対策の取組が求められています。
- ◆ 温室効果ガスを削減するため、魚沼市地球温暖化対策実行計画に基づき、様々な地球温暖化対策を推進してきました。また、令和7(2025)年2月には「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、令和32(2050)年のカーボンニュートラル実現に向けた取組を推進しています。温室効果ガス削減目標の達成には、更なる省エネ化、再生可能エネルギー導入等の取組が必要です。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
市民一人一日当たりのごみ排出量	1,042 g	970 g
リサイクル率	17.9%	21.5%
市の事務事業における温室効果ガス排出量	15,037 t	10,814 t
再生可能エネルギー機器の設置に伴う温室効果ガス削減量	228 t (R元～R6累計)	470 t (R元～R12累計)
不法投棄物処理量	2.4 t	2.0 t

第1編
序論

第2編
基本構想

第3編
前期基本計画

第4編
資料編



施策

① 四季豊かな自然の保全・継承

【3-(6)-①】

- ◆ 自然環境を保全するため、魚沼市自然環境保全条例による保全地区や保全動植物を指定し、多様な動植物が生息・生育できる環境を整備します。
- ◆ 自然環境の保全状況を把握するため、市民と協働した自然観察を兼ねた生物多様性調査を継続するとともに、その成果報告会などを通じて、市民の意識向上を図ります。

② 持続可能な循環型社会の構築

【3-(6)-②】

- ◆ 新ごみ処理施設の整備を契機として、分別区分の見直しや資源化できる品目の追加などを行い、限りある資源を効率的に活用するとともに、リサイクルを通じた資源循環の推進や環境負荷の低減に取り組みます。
- ◆ 市民の環境意識の向上を図るため、出前講座の開催や3R運動²¹の推進などを通じて、環境学習機会の創出に取り組みます。
- ◆ 循環型社会の構築に加え、環境保全と経済発展の両立を図るため、市内事業者の循環経済²²への転換支援に取り組みます。

③ 地球温暖化対策の推進

【3-(6)-③】

- ◆ 脱炭素社会を実現するため、再生可能エネルギーの利用促進や高効率設備を導入し、省エネルギーの推進を図ります。
- ◆ 再生可能エネルギーを普及するため、本市の特性をいかした雪冷熱や木質バイオマス²³等を活用し、住宅や事業所への太陽光発電設備の普及に取り組みます。
- ◆ 市有施設は率先して地球温暖化対策を進めるため、改修、新築に当たっては高断熱化や高効率設備により省エネルギー化と、再生可能エネルギー設備の導入に取り組みます。

④ 身近な生活環境の保全

【3-(6)-④】

- ◆ 環境意識向上のため、清掃活動や花いっぱい運動等への市民参加を促し、ごみのない清潔なまちづくりと美しい景観の保全を図ります。
- ◆ ごみの不法投棄を防止するため、巡回監視活動や監視カメラの設置等を行うことで、地域の生活環境保全に取り組みます。

(1) 防災・防犯・消防

(2) 道路

(3) 都市計画・住まい

(4) 交通対策

(5) 上下水道

(6) 自然環境・循環型社会

関連する SDGs



²¹ 3R運動：Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRを実践することで、ごみの減量化と資源の有効活用を図る活動

²² 循環経済：資源を循環利用し続けながら、新たな付加価値を生み出し続けようとする経済社会システム

²³ 木質バイオマス：バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源を指す。その中で木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」という。



分野
4

産業・雇用

(1) 農業

施策分野の目標

- ◆ 基幹産業である農業と、全国的なブランド産地を次世代へ継承するため、安定して営農を継続できる環境の整備・充実を目指します。
- ◆ 生産基盤の強化を推進することにより、持続可能な農業経営の構築を目指します。

現状認識

- ◆ 農業者の高齢化や後継者不足といった構造的課題により離農が進み、とりわけ条件不利地においては、耕作放棄地の増加が顕著となっており、山間地域を中心に拡大することが懸念されます。
- ◆ 新規就農に当たっては、設備投資等初期費用の負担が重く、適地の農地確保も困難であることから、経営の安定化までには時間を要する傾向にあります。
- ◆ 担い手への農地集積は進んでいるものの、更に集積を進めるために、地主や地域住民による担い手への協力体制がより一層求められています。
- ◆ 山間部では地形的な制約から生産基盤の整備が遅れているため、農業の生産効率が低い状況にあります。
- ◆ 農家の高齢化、担い手の減少により、農地の管理人員が減少しつつある中、農業用施設の老朽化が進み、機能回復を必要とする施設が増えているため、農作業の維持管理に支障が生じています。
- ◆ 鳥獣被害は、農作物の損失による生産意欲の低下を招き、耕作放棄地や鳥獣個体数の更なる増加が危惧されるなど、地域農業に深刻な影響を及ぼしています。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
スマート農業 ²⁴ 機械による作業面積	146ha	650ha
担い手への農地利用集積率	59%	75%
新規就農者数	75人 (H28～R6 累計)	110人 (H28～R12 累計)
小規模農地基盤整備率	0.8%	1.6%
水田整備率	58.7% (R6. 3. 31 時点)	60% (R12. 3. 31 時点)
魚沼市プレミアム認定品及び魚沼ブランド推奨品の販売額向上割合	43.8%	55%
魚沼市プレミアム認定協議会HP閲覧数	10,235件	20,000件
獣害による農産物被害額	16,497千円	12,400千円

²⁴ スマート農業：ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業



施策

① 持続可能な営農環境の整備 【4-(1)-①】

- ◆ 農業経営の安定化を図るため、スマート農業の普及を始め、農業経営の組織化や農地の集積・集約を進め、経営の効率化・省力化やコスト削減に取り組みます。
- ◆ 担い手への協力体制を構築するため、地主や非農家を含めた地域ぐるみでの協力体制を促進し、地域全体で支える環境整備に取り組みます。
- ◆ 多様な担い手や次世代の後継者を育成するため、定年帰農の促進や本市の魅力発信を行い、U・I・Jターン者の就農につなげることで、新たな人材の確保を図ります。
- ◆ 農作業の維持管理に係る負担を軽減し生産性を高めるため、老朽化した農業用施設の機能回復に取り組みるとともに、担い手への農地集積を進め、農業生産基盤整備の支援に取り組みます。

② 魚沼ブランド力の強化 【4-(1)-②】

- ◆ 営農の継続と農地の保全を図るため、耕作条件の厳しい山間地等を中心に、付加価値の高い農業生産を支援し、持続可能な地域農業の実現に取り組みます。
- ◆ 地域経済の活性化を図るため、魚沼市プレミアム認定制度²⁵や魚沼ブランド推奨制度²⁶を活用し、ブランド力の向上と販路拡大に取り組みます。

③ 鳥獣被害防止対策の推進 【4-(1)-③】

- ◆ 地域農業の持続を図るため、地域が主体となる鳥獣被害対策を支援し、農作物の被害防止に取り組みます。
- ◆ 有害鳥獣被害の軽減と捕獲の効率化を図るため、ICTを活用した捕獲等の対策を推進し、被害の抑制に取り組みます。



関連する SDGs



²⁵ 魚沼市プレミアム認定制度：魚沼市がもつ自然や歴史、文化等ここにしかない特性をいかしてつくられたものの中から特に優れたブランドを極みの逸品として認定し、発信していく取組

²⁶ 魚沼ブランド推奨制度：観光協会、JA魚沼、魚沼地域振興局等関係機関からなる推奨委員会の定める一定の要件をクリアする農産物等について、生産者の申請に基づき推奨委員会で審査し、魚沼ブランド推奨品として決定する制度



分野
4

産業・雇用

(2) 林業

施策分野の目標

- ◆ 森林整備を適切に推進することにより、森林が有する多面的機能の保全を目指します。
- ◆ 豊かな森林資源を活用し、地元産木材の利用拡大を促進することにより、持続可能な林業経営体制の構築を目指します。

現状認識

- ◆ 木材価格の低迷等により、森林所有者の林業経営に対する関心が薄れ、管理の行き届かない森林が増加しています。
- ◆ ブナ材は「スノービーチプロジェクト²⁷」により需要が拡大していますが、スギ材は認知度が低く、良質材の供給量が不安定なため、利用が少ない状況にあります。
- ◆ 労働環境の厳しさや不安定な収入条件により、林業への就業者が少なく、定着しない状況にあるため、森林管理に支障を生じるおそれがあります。

成果指標

指標名	現状値 (R 6)	目標値 (R 12)
森林整備面積	861ha (H16～R6 累計)	1,032ha (H16～R12 累計)
木材生産量	1,914 m ³ (R2～R6 平均)	2,200 m ³
地元産木材利用量	137 m ³	166 m ³
林業従事者総数	22 人	30 人

第1編
序論

第2編
基本構想

第3編
前期基本計画

第4編
資料編

²⁷ スノービーチプロジェクト：雪国のブナ林を再生・活用し、地域の活性化を目指す取組



施策

① 森林の整備・保全

【4-(2)-①】

- ◆ 健全な森林づくりを推進するため、森林環境譲与税や国・県補助事業を活用した効率的な森林整備に取り組みます。
- ◆ 森林保全に対する市民の意識高揚を図るため、市民が主体となって行う里山の整備を促進するとともに、市民が森林に触れる機会の充実に取り組みます。

② 持続的な林業の振興

【4-(2)-②】

- ◆ 川上から川下まで一体となった森林資源の活用を展開するため、木材生産量を増やし、公共建築物や一般住宅などにおける地元産木材の利用促進を図ります。
- ◆ 地元産木材で製作された木製品の生産・販売量を拡大するため、販路開拓のサポートや製品開発に対する支援に取り組みます。
- ◆ 林業事業体が持続可能な経営体制を構築するため、新規林業従事者の確保・定着に取り組みます。



枝打ち・間伐されたブナ林やスギ林

(1) 農業

(2) 林業

(3) 商工業

(4) 観光

(5) 雇用・労働

関連する SDGs





分野
4

産業・雇用

(3) 商工業

施策分野の目標

- ◆ 企業の競争力やものづくり基盤の強化を進めることにより、魅力ある産業の創出と地域産業の活性化を目指します。
- ◆ 地域資源をいかした魅力的な事業展開を支援することにより、にぎわいを生み出す商業環境の実現を目指します。

現状認識

- ◆ 企業における新たな事業展開の動きが活発とは言えないことから、異業種連携や産学官連携など、新たな価値創出を促す施策が必要です。
- ◆ 後継者不在等により廃業を検討している事業者も多く存在していることが問題となっており、事業承継への支援体制をより充実させることが求められています。
- ◆ 令和5(2023)年度に実施した市民アンケートでは、「商店街の活性化」について、重要度は高い一方で、満足度は低く、消費者ニーズに対応した地域商業の振興が求められます。
- ◆ 中心市街地の活気が失われつつあることから、商業者が連携を強化するとともに、官民一体となった活性化策を進めることが求められます。
- ◆ 創業希望者に対する資金調達や経営ノウハウの習得支援策が十分とは言えず、金融機関など支援者間の連携不足も問題となっているため、より創業しやすい環境づくりが課題として求められています。
- ◆ 地域経済を持続的に発展させていくためには、有力企業が持つ高度な技術やノウハウを地域に導入し、地元企業との協力を促進することが必要であり、本市の立地条件をいかした新たな企業誘致が求められています。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
市内事業所の業況判断BSI ²⁸	-31.7%ポイント	-25.0%ポイント
後継者が不在の市内事業所の割合	53.1%	53.1%
小出地域のアーケード街における新規出店数	5件 (R2~R6 累計)	13件 (R2~R12 累計)
市内工業団地に操業している企業の定着率	100%	100%

²⁸ 業況判断BSI：企業の業況を示す指標で、「良い」と回答した企業の割合から「悪い」と回答した割合を差し引いて算出される指数。プラスは改善傾向、マイナスは悪化傾向を示す。



施策

① 商工業の振興 【4-(3)-①】

- ◆ 地域産業の活性化に向けて企業の認知度向上と売上増加を図るため、市内企業の魅力発信や販路開拓に対する支援に取り組みます。
- ◆ 市内企業の競争力や生産性を高めるため、新製品や製造技術等の開発を支援するとともに、産学官の連携を強化し、付加価値の高い産業の創出に取り組みます。
- ◆ 地域経済を持続的に発展させるため、企業の円滑な事業承継を支援し、次世代経営者の発掘や育成に取り組みます。

② 商店街の活性化 【4-(3)-②】

- ◆ 地域住民が楽しんで買い物できる場を提供するため、多様な消費者ニーズに対応した魅力的な店舗・サービスが生まれる環境の整備を図ります。
- ◆ 商店街のにぎわい創出に向けて、商店街組合の活動を支援し、交流イベントの開催や市民が集える空間整備を図ります。
- ◆ 商店街の新たな魅力を創出するため、空き店舗の利活用を促進するとともに、チャレンジショップ²⁹の展開や新規出店の支援に取り組みます。

③ 産業の創出 【4-(3)-③】

- ◆ 新規創業を促進し地域産業の多様化を進めるため、商工会や金融機関等と連携した創業支援体制の整備に取り組みます。
- ◆ 新たな産業基盤の構築と雇用創出の拡大に向けて、本市の地下水や交通利便性など立地特性をセールスポイントにした企業誘致活動に取り組みます。

(1) 農業

(2) 林業

(3) 商工業

(4) 観光

(5) 雇用・労働

関連する SDGs



²⁹ チャレンジショップ：将来の開業を目指す人が、商店街の空き店舗などを活用し、低コストでお試し店舗を運営できる場所のこと。



分野
4

産業・雇用

(4) 観光

施策分野の目標

- ◆ 豊かな地域資源を魅力ある観光資源へと再定義し、活用することで、交流促進と観光振興を図り、地域の活性化を目指します。
- ◆ 観光振興に寄与する人材、組織の育成支援により、持続可能な受入体制の強化を目指します。

現状認識

- ◆ 奥只見・銀山平、尾瀬、湯之谷温泉郷、枝折峠等を中心に観光客が来訪しています。観光客は、県外客よりも県内客の比率が高く、また、来訪者はシニアが多く若者が少ない現状にあります。
- ◆ 「魚沼」の地名はブランド米の産地として全国的に高い認知度を誇りますが、一方で観光地としての知名度はそれほど高くありません。
- ◆ 民間の実行委員会等が主催するイベントや伝統的な祭礼が四季を通じて多数開催され、多くの観光客が来訪していますが、人手不足等により継続開催に懸念があります。
- ◆ 友好自治体の小中学生を中心に、首都圏の教育旅行受入れを行っており、県内トップクラスの実績を誇っていますが、指導者、ガイドといった人材が不足しています。
- ◆ 二次交通³⁰がぜい弱で、公共交通で来訪した観光客にとって主要な観光施設、観光地への移動が不便となっています。
- ◆ 観光関係者の高齢化や様々な物価・人件費高騰に伴い、老朽化した施設改修や観光整備等への設備投資が滞っています。
- ◆ 全国的に訪日外国人旅行者数が加速度的に増加していますが、本市においては外国人旅行者数は限定的となっています。観光施設を中心に、外国人観光客に対応した受入環境を整備する必要があります。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
年間宿泊数	182,978 泊	195,000 泊
宿泊客観光消費単価	26,799 円	28,000 円
宿泊旅行消費額	4,903,627 千円	5,460,000 千円

³⁰ 二次交通：空港や鉄道の駅から観光目的地までの交通のこと。



施策

① 観光誘客の促進 【4-(4)-①】

- ◆ 本市の観光地としての知名度を上げるため、ウェブサイトやSNS、観光キャンペーン、パンフレット等による観光PRに取り組みます。
- ◆ 観光来訪者の満足度が向上するよう、観光事業者等による観光コンテンツの開発や磨き上げの支援に取り組みます。
- ◆ 観光来訪者数と観光消費額の増加に向けて、観光事業者等の創意工夫による新たな誘客促進策に対する支援に取り組みます。

② 観光の魅力づくり 【4-(4)-②】

- ◆ 観光誘客のきっかけとなるよう、民間団体等が実施する様々な観光誘客のためのイベントや行事の開催支援に取り組みます。
- ◆ 外国人旅行者向けの観光コンテンツの企画や受入体制の整備、効果的な情報発信等を支援し、外国人観光客に対応できる体制づくりに取り組みます。
- ◆ 観光客のニーズや時代の変化に対応した受入環境の整備支援に取り組みます。

③ 体験型観光の充実 【4-(4)-③】

- ◆ 体験型観光の拡大に向けて、首都圏を中心とした教育旅行の受入支援の強化に取り組みます。
- ◆ 教育旅行者の満足度が向上するよう、ニーズに合わせた体験メニューの充実化を図るとともに観光・体験ガイドの育成支援に取り組みます。



JR只見線



奥只見湖の紅葉

関連するSDGs



(1) 農業

(2) 林業

(3) 商工業

(4) 観光

(5) 雇用・労働



分野
4

産業・雇用

(5) 雇用・労働

施策分野の目標

- ◆ 企業の育成を促進し、企業誘致や起業支援を進めることにより、安定した雇用の創出と多様な人材が活躍できる環境づくりを推進します。
- ◆ 産学官の連携による高度な人材の育成や地域外からの人材確保を進めるとともに、若者が市内企業で働くことに魅力を感じられる職場環境の整備を推進することにより、地域企業の持続的な成長を目指します。

現状認識

- ◆ 労働力人口が減少する中、企業の人材不足を解消するための様々な取組が必要となっています。
- ◆ 市内事業者を就職の場として選んでもらえるように、労働環境の向上や福利厚生充実等企業価値をより高めていく取組により、魅力ある職場環境づくりに関する支援を継続していく必要があります。
- ◆ 働き方改革や労働者の意識変化により、テレワーク³¹を始めとした新しい働き方が広がっており、こうした働き方への対応やワーク・ライフ・バランスに対応した取組が必要です。
- ◆ 外国人が重要な労働力となりつつある中において、受入体制や社会的支援が不十分であることから、円滑な定着や活躍を促す環境整備が求められています。
- ◆ 求職者のニーズに対応した仕事の選択肢が十分とは言えない状況であるため、労働生産性の高い産業や、これまでこの地域になかった産業の創出を通じて、より多様な雇用の場を提供することが求められています。
- ◆ 若者の市外流出が続いており、子ども世代だけではなく、その保護者に対しても、地元企業を知る機会を提供するなど、中高生や市外へ転出した学生等が地元企業を就職先として選択できるよう、長期的な視点に立った継続的な取組が必要です。

成果指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度」(旧：ハッピー・パートナー企業)の認定を受けた市内企業数	27社(累計)	40社(累計)
水の郷工業団地立地企業の就業者数	272人(R7)	287人
市内工業団地に操業している企業の定着率	100%	100%
有効求人倍率の全国偏差	-13.8%	±10%
企業と求職者のマッチングイベントをきっかけに地元就労につながった人数	—	30人(累計)

³¹ テレワーク：Tele（離れた場所）とWork（働く）を組み合わせた造語。情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。自宅で働く「在宅勤務」、本拠地以外の施設で働く「サテライトオフィス勤務」、移動中や出先で働く「モバイル勤務」がある。



施策

① 働きやすい環境づくり

【4-(5)-①】

- ◆ あらゆる世代が活躍できる職場環境を整えるため、ワーク・ライフ・バランスを推進し、職場への定着率と労働生産性の向上に取り組みます。
- ◆ 働き方改革の取組を促進し、職場に対する従業員の満足度向上を図るため、企業の働き方改革に関する認定制度の取得支援に取り組みます。
- ◆ 多文化共生の職場環境を実現し、外国人の就労継続率向上を図るため、外国人労働者への理解促進と生活・労働支援を図ります。

② 雇用の創出

【4-(5)-②】

- ◆ 創業件数と新規雇用者数の拡大を図り、地域内で安定した雇用を確保するため、新規創業に向けた支援の強化と企業誘致の推進に取り組みます。
- ◆ 柔軟な働き方の実現に向けて、テレワークやワーケーション³²などの多様な働き方の導入支援を行います。

③ 地元就労の促進

【4-(5)-③】

- ◆ 若者の地元定着とU・Iターンの促進を図るため、事業者の収益拡大に向けた取組を支援するとともに、様々な機会を通して市内企業の魅力や市内情報の積極的な発信に取り組みます。
- ◆ 就職率の向上と地元企業とのマッチング件数の増加を図るため、ハローワーク等との連携により就業相談から採用までの就職希望者に寄り添ったサポートを展開するなど、地域内就労に向けた支援体制の充実を図ります。

(1) 農業

(2) 林業

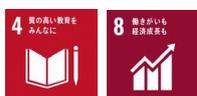
(3) 商工業

(4) 観光

(5) 雇用・労働



関連する SDGs



³² ワーケーション：Work（仕事）とVacation（休暇）を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。



まちづくりの
土台

市民協働・行政運営 郷土愛・魚沼への愛着

「郷土愛・魚沼への愛着」の目標

- ◆ 子育て支援、仕事、生活など様々な施策を一体となって取り組むことにより、住みやすい、暮らしやすい環境づくりを推進し、移住・定住者の増加を目指します。
- ◆ 地域・学校・行政が連携し、子どもや若者の郷土愛の醸成を図ることにより、地域への愛着を形成し、若者の地元定着を目指します。



取組方針

① 移住・定住の促進

- ◆ 移住・定住者を増やすため、様々な施策を組み合わせながら、安心して住み続けられる環境をつくるとともに、それら魅力の効果的な発信に取り組みます。
- ◆ 移住相談から移住につなげるため、移住希望者に対する相談体制を整えるとともに、お試し住宅を活用した移住体験など、本市での暮らしをイメージできる仕組みづくりに取り組みます。
- ◆ 移住者が安心して暮らせる環境をつくるため、移住後の相談などサポート体制の充実を図ります。

② 関係人口の創出・拡大

- ◆ 関係人口³³の創出と拡大を図るため、農業体験等関係性を深める事業により、二地域居住³⁴を始めとした多様な生活拠点の受入体制の構築に取り組みます。
- ◆ 関係人口から地域への愛着形成につなげるため、関わりを持った人々が継続的に地域とつながり続けられるよう、地域活動へ参加できる仕組みづくりに取り組みます。

③ 若者定着の促進

- ◆ 若い世代がこの地に戻りたいと思える魅力ある地域をつくるため、若者が活躍できる場の創出や世代を越えた人との交流などつながりの深化に取り組みます。
- ◆ 安心して家庭を築ける環境を整えるため、結婚を希望する独身男女の出会いや結婚へのきっかけの場を提供するなど、結婚に向けた支援と結婚から出産、子育てまで切れ目のない支援に取り組みます。

³³ 関係人口：移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉

³⁴ 二地域居住：主な生活拠点とは別の地域に生活拠点を設ける暮らし方のこと。



「市民参画・市民協働」の目標

- ◆ 市民・市民団体・企業・行政がそれぞれの特性をいかして協働することにより、産業構造や社会情勢の変化等に伴い多様化する市民ニーズに対応したまちづくりを推進します。
- ◆ 各種計画策定や施策の検討においては、早い段階から市民等の関係者に情報を提供し、コミュニケーションを図りながら、市民の意見が反映される取組を推進します。
- ◆ 多様化する地域課題の解決に向けて、市民主体の話合いを促進するとともに、地域における共助の取組を進めることにより、持続可能な地域づくりを推進します。

取組方針

① 市民参画機会の拡充と協働のまちづくり

- ◆ 多様化・複雑化する市民ニーズに対応するため、地域（自治会、コミュニティ協議会）、市民団体、企業等とともに問題解決に取り組みます。
- ◆ 市民の考えを計画等に反映させるため、ワークショップやアンケートのほかパブリックコメント等により、市民ニーズの把握に取り組みます。
- ◆ 多様な主体が連携・協働したまちづくりを行うため、まちづくり委員会を始めとした各種団体が連携できる仕組みづくりに取り組みます。

② 地域づくり活動の活性化

- ◆ 活力ある地域をつくるため、集落支援員を配置し、自治会、コミュニティ協議会における市民の主体的な話合いや活動を促し、地域課題の解決に向けた仕組みづくりと地域における共助の促進を図ります。
- ◆ 新たな地域人材を掘り起こすとともに地域の担い手を確保するため、地域活動を支援し、市民が地域活動に参画しやすい環境づくりに取り組みます。



まちづくりの
土台

市民協働・行政運営 人権啓発

「人権啓発」の目標

- ◆ ひとり一人の人権が尊重される社会の実現を目指すとともに、互いを認め尊重し合い、共に生きていく地域社会づくりを推進します。
- ◆ 多様な生き方を選択できる環境づくりや意識づくりにより、誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく生きることができる社会の実現を目指します。

取組方針

① 人権尊重のまちづくり

- ◆ 学校教育や生涯学習、職場等における学習機会を通じて人権教育を推進するとともに、市民への人権に対する正しい理解と認識の醸成を図ります。
- ◆ 人権擁護委員等と連携し、地域に根差した人権擁護・人権尊重の気運を高める取組や、ひとり一人の人権を尊重する、差別や偏見のない地域社会づくりに取り組みます。
- ◆ 既存の様々な人権問題に加え、新たに発生した人権問題に関する相談に適切に対応するため、関係機関、関係団体等との連携を強化するとともに、相談体制の充実を図ります。

② 多様性の推進

- ◆ 誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の実現に向けて、講演会や市報を始め、様々な方法を活用し、性別による固定的役割分担意識の解消に取り組みます。
- ◆ 子育てや介護等、人生の各段階に応じて多様で柔軟な働き方を推進するため、事業主と連携しワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発に取り組みます。





「行財政運営」の目標

- ◆ 市民のニーズを的確に把握し、市政に反映できるよう、正確な情報を迅速に提供するとともに、様々な手段を用いながら広聴機会の拡充を目指します。
- ◆ 行政手続の効率化やデジタル・トランスフォーメーションの推進により、急速な人口減少と少子高齢化がもたらす社会の変化に対応し、多様化するニーズに応えることができる市民満足度の高い行政運営を目指します。
- ◆ 最小の経費で最大の効果をあげることを常に心掛け、次世代に大きな財政負担を残さないよう、事業の見直し等により健全な財政運営を目指します。

取組方針

① 広報・広聴の充実

- ◆ 多様な手段により行政情報を積極的に発信するとともに、わかりやすく親しみやすい広報活動に取り組みます。
- ◆ 市政に対して市民意見を反映するため、パブリックコメントや「移動市長室」「市長への手紙」等の広聴機会の充実を図ります。

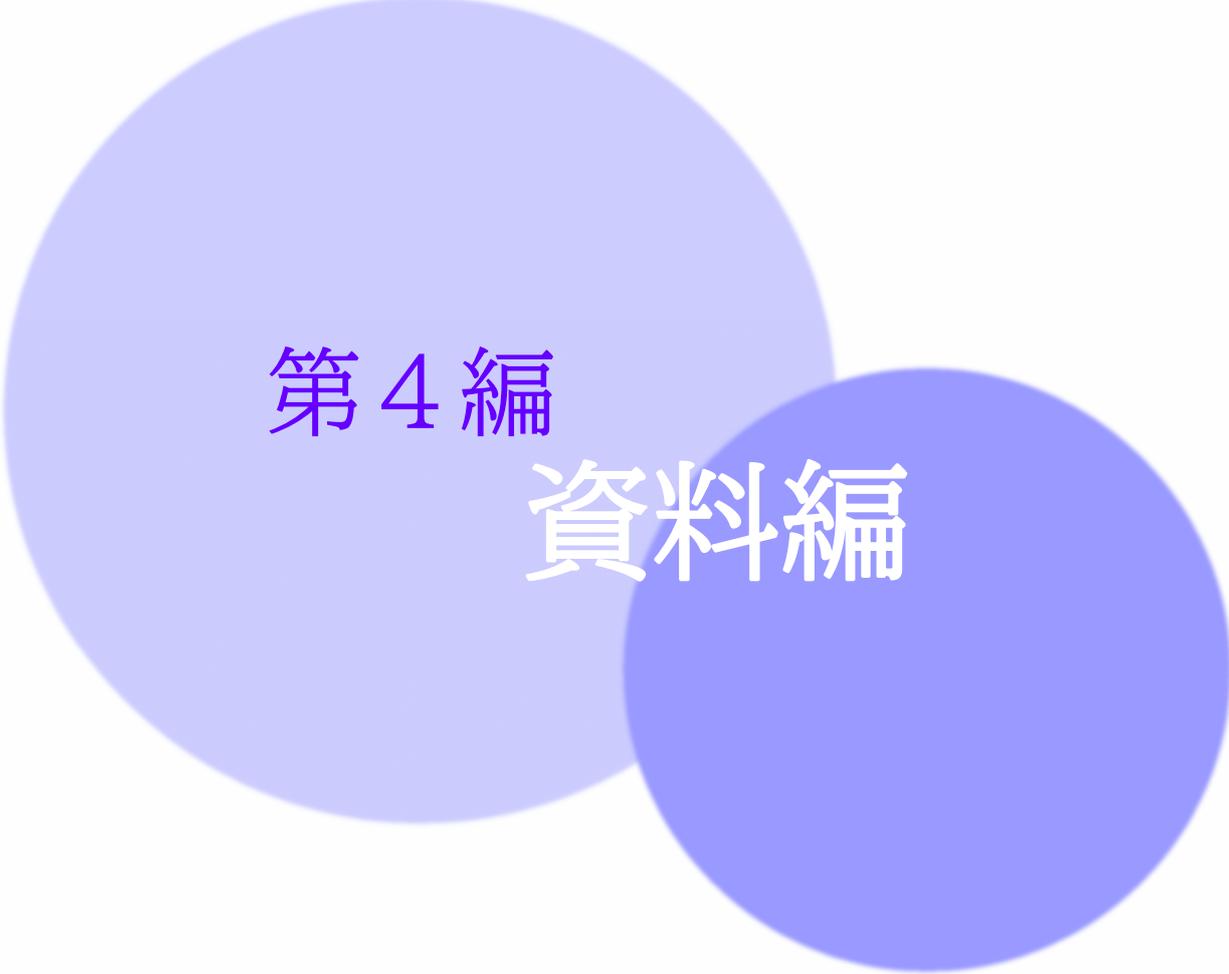
② 効率的で効果的な行政運営

- ◆ 多様化する市民ニーズに対応するため俯瞰的な視野をもって問題解決に当たることができる職員を育成するとともに、風通しの良い組織づくりに取り組みます。
- ◆ 手続のオンライン化や業務の自動化など更なるデジタル化に取り組むとともに、組織のスリム化に向けた定員管理を行います。
- ◆ 行財政効率の向上と困難事案の解決を図るため、近隣自治体との連携強化に取り組みます。
- ◆ 行政サービスの向上を図るため、予算や人材などの行政資源の使い方を検証し、事務事業の見直しを行います。

③ 持続可能な財政運営

- ◆ 限られた予算を効果的、効率的に執行するため、「選択と集中」「目的と成果」を意識した予算編成を行うとともに、時代に合わせて変化する行政需要に対して柔軟に対応できるよう、財政運営の健全化に取り組みます。
- ◆ 公共施設や公共インフラ³⁵の維持に係る管理経費の平準化を図るため、予防保全の考えの下で長寿命化に取り組むとともに、集約化や複合化を進めながら、保有施設の有効活用を図ります。

³⁵ 公共施設や公共インフラ：「公共施設」は建物、「公共インフラ」は道路、上下水道等のこと。



第4編

資料編



策定経過

年月日	会議名等	内容等
令和5年 7月 4日	市議会総合計画策定調査特別委員会	委員長、副委員長の選任
令和5年 7月 20日	市議会総合計画策定調査特別委員会	総合計画の策定について
令和5年 10月 31日	市議会総合計画策定調査特別委員会	市民アンケートについて
令和5年 12月 1日	市議会総合計画策定調査特別委員会	市民アンケートについて
令和5年 12月～ 令和6年 1月	市民アンケート実施	18歳以上の市民1,000人を対象に実施（回収率53.6%）
令和6年 3月 18日	市議会総合計画策定調査特別委員会	総合計画の概要、策定スケジュール等について
令和6年 5月～ 令和6年 6月	第二次総合計画の総括を実施	担当部署による第二次総合計画の総括（振り返り）を実施
令和6年 9月 19日	市議会総合計画策定調査特別委員会	総合計画の進捗状況について
令和6年 10月 1日	庁議	第三次総合計画策定方針について
令和6年 10月 17日	策定本部会議	策定方針等の確認
令和6年 11月 16日	第1回市民ワークショップ	魚沼市の良い点・改善すべき点、将来像について
令和6年 11月 21日	市議会	提言書及び調査結果の提出について
令和6年 12月 5日	策定本部会議	市民ワークショップの進捗確認
令和6年 12月 14日	第2回市民ワークショップ	分野別の取組アイデアについて
令和7年 2月 1日	第3回市民ワークショップ	分野別の取組アイデアについて
令和7年 2月 7日	策定本部会議	市民ワークショップの進捗確認、基本構想の検討
令和7年 2月 20日	市議会総合計画策定調査特別委員会	総合計画の進捗状況について
令和7年 3月 22日	第4回市民ワークショップ	20年後の魚沼市に期待する姿、将来像について
令和7年 3月 28日	策定本部会議	市民ワークショップの結果確認、基本構想の検討
令和7年 4月 9日	策定委員会	基本構想の検討
令和7年 4月 16日	策定本部会議	基本構想の検討
令和7年 4月 25日	市議会総合計画策定調査特別委員会	基本構想素案について
令和7年 5月 14日	策定本部会議	基本構想、基本計画の検討
令和7年 5月 16日	策定委員会	基本構想、基本計画の検討
令和7年 5月 27日	市議会総合計画策定調査特別委員会	基本構想素案について



策定経過

年月日	会議名等	内容等
令和7年 6月 5日	第1回総合計画審議会	市長から諮問、基本構想（素案）について
令和7年 6月 12日	策定本部会議	基本計画、成果指標の検討
令和7年 6月 20日	策定本部会議	成果指標の検討
令和7年 6月 30日	第2回総合計画審議会	基本構想（素案）、基本計画（素案）について
令和7年 7月 2日	策定委員会	成果指標の検討
令和7年 7月 18日	策定本部会議	基本計画の検討
令和7年 7月 22日	市議会総務委員会	策定作業の進捗状況について
令和7年 8月 1日	策定本部会議	基本計画の検討
令和7年 8月 6日	策定本部会議	基本計画の検討
令和7年 8月 25日	策定本部会議	成果指標の検討
令和7年 8月 28日	市民説明会	木曜日 18:30～、生涯学習センター
令和7年 8月 30日	市民説明会	土曜日 10:00～、生涯学習センター
令和7年 9月 5日 ～10月 3日	パブリックコメントの実施	総合計画（案）への意見募集
令和7年 9月 18日	第3回総合計画審議会	成果指標（案）について
令和7年 10月 3日	市議会全員協議会	総合計画（案）について
令和7年 10月 8日	策定本部会議	総合計画（案）の検討
令和7年 10月 23日	市議会総務委員会	総合計画（案）について
令和7年 10月 23日	第4回総合計画審議会	成果指標（案）、答申案について
令和7年 10月 28日	総合計画審議会答申	市長への答申
令和7年 11月 4日	策定本部会議	総合計画（案）の成案確認
令和7年 12月 10日	市議会総務委員会	基本構想の策定について
令和7年 12月 22日	市議会定例会	基本構想を議決



魚沼市総合計画審議会 名簿

号	氏名	所属団体等	備考
1	桑原 哲哉	魚沼市教育委員会	
2	森山 正昭	社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会	会長
2	三友 泰彦	一般社団法人魚沼市観光協会	
2	井口 政秀	魚沼市商工会連絡協議会	
2	桜井 正弘	魚沼農業協同組合	
2	中川 久幸	一般社団法人魚沼ものづくり振興協議会	
2	杉山 一弘	魚沼市建設業者会	副会長
3	橘 敏明	一般社団法人小千谷市魚沼市医師会	
3	松川 寿也	国立大学法人長岡技術科学大学	
3	星 俊寛	NPO法人インジヨイスポーツクラブ 魚沼	
3	古屋 昭博	株式会社第四北越銀行小出支店	
4	横山 登	新潟県魚沼地域振興局	
4	清野 憲二	南魚沼公共職業安定所小出出張所	
5	大滝 義隆	魚沼市まちづくり委員会	
5	佐藤 鈴子	魚沼市コミュニティ協議会連絡協議会 (薬師鳴倉コミュニティ協議会)	
5	下村 耕平	魚沼市コミュニティ協議会連絡協議会 (宇賀地コミュニティ協議会)	

※敬称略

1号委員：行政委員会の委員

2号委員：公共的団体等の役員又は職員

3号委員：学識経験を有する者

4号委員：関係行政機関の職員

5号委員：その他市民のうちから市長が必要と認めた者



魚沼市総合計画審議会 諮問

第1編
序論

魚企画第53号
令和7年6月5日

第2編
基本構想

魚沼市総合計画審議会
会長 森山正昭 様

魚沼市長 内田幹夫

第3編
前期基本計画

第三次魚沼市総合計画（案）の諮問について

第三次魚沼市総合計画の策定にあたり、魚沼市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、基本構想（案）及び前期基本計画（案）を貴審議会に諮問いたします。

第4編
資料編



魚沼市総合計画審議会 答申

令和7年10月28日

魚沼市長 内田幹夫 様

魚沼市総合計画審議会

会長 森山正昭

第三次魚沼市総合計画基本構想（案） 及び前期基本計画（案）について（答申）

令和7年6月5日付け魚企画第53号で諮問のあった第三次魚沼市総合計画基本構想（案）及び前期基本計画（案）について、当審議会では慎重に審議した結果、当該計画は妥当と認められたので答申します。

なお、計画の推進に当たっては、下記の付帯意見を尊重され、目標の達成に向けて鋭意努力されることを要望します。

付 帯 意 見

- 1 本計画の推進に当たっては、将来目指す姿である「ひとり一人の笑顔がかがやき、幸せを感じられる魚沼市」の実現を常に念頭に置き、人口減少が進む中であっても、持続可能で安心して暮らせる地域社会の構築に向け、施策を総合的に展開されたい。
- 2 次代を担う子どもや若者が、魚沼での暮らしに誇りと愛着を持ち、「魚沼で暮らし続けたい」と感じられるよう、地域の自然・文化・人材などを生かした特色ある取組の展開により、地域全体で人の成長を支える施策を推進されたい。
- 3 地域経済の活性化に向けて、農業・商工業など本市の産業特性を踏まえた振興策の展開とともに、事業継承や起業・就業の促進など、人材の確保・定着と事業者の経営基盤強化に対する支援を推進されたい。
- 4 魚沼市の未来を見据え、市民や関係者が自由に意見を交わしながらまちの将来像を共に描く過程を大切に、そこで育まれる思いや発想をいかして、魚沼らしさのあるまちづくりを進められたい。



成果指標一覧

分野
1

子育て・教育・文化

施策分野	成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
(1) 子ども・子育て支援	保育園・認定こども園に満足している人の割合	97%	98%
	放課後児童クラブに満足している人の割合	95%	98%
	産後1か月健診EPDS9点未満の割合	94.5%	95%
	1日3回の食事をしている子の割合【3歳児】	100%	100%
	7時までに起床している子の割合【3歳児】	84.4%	90%
	相談相手がない人【4か月児、1歳6か月児】	4か月児0人 1歳6か月児2人	4か月児0人 1歳6か月児0人
(2) 学校教育	「先生は授業やテストで間違えたところや理解していないところについてわかるまで教えてくれていると思いますか」の問いに「当てはまる」と答えた児童生徒の割合	小 48.3% 中 45.2%	60%
	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」の問いに「当てはまる」と答えた児童生徒の割合	小 33.3% 中 36.1%	50%
	「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」の問いに「当てはまる」と答えた児童生徒の割合	小 25.1% 中 32.2%	50%
	小学校下学年の親和型学級の割合	31% (R7)	50%
	子どもたちの地域への愛着度	63%	70%
	各種行事、講座への参加者の人口に対する割合	3%	5%
(3) 生涯学習	地域学校協働活動の参加者数	56,714人	57,000人
	生涯学習センター利用者数	(参考) 91,568人 (R7.4~R7.9)	210,000人
	公民館利用者数	57,288人	60,000人

第1編 序論

第2編 基本構想

第3編 前期基本計画

第4編 資料編



施策分野	成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
(4) 文化・スポーツ	文化・芸術事業への参加者の人口に対する割合	36.7%	42%
	講座等の参加率	88.2%	90%
	歴史資料館来館者数	(参考) 1,956人 (R7.3~R7.9)	4,000人
	各種大会・教室・講座等への参加者の人口に対する割合	33.8%	36%



分野
2

福祉・健康・医療

施策分野	成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
(1) 地域福祉	民生委員・児童委員の相談対応件数	3,369 件	4,000 件
	自立支援プランを作成し、継続的な支援を実施し自立できた割合	0%	30%
(2) 障がい者福祉	人口千人当たりの障がい福祉事業所数	1.05 事業所	1.19 事業所
	手話奉仕員等の人数	22 人	35 人
(3) 高齢者福祉	高齢者に占める要介護(要支援)認定者数の割合	17.9%	20%未満
	シルバー人材センターの会員のうち就業実人員数の割合	88.7%	90%
	認知症初期集中支援事業利用件数	5 件	10 件
	人口千人当たりの介護保険事業所数	2.20 事業所	2.28 事業所
(4) 健康づくり	特定健診受診者のうち、質問票で運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと回答した人の割合	66% (R5)	70% (R11)
	自殺危機初期介入スキルワークショップ受講者数	199 人 (累計)	250 人 (累計)
(5) 地域医療	救急搬送時の患者の「うおぬま・米ねっと」使用率	72%	75%
	市立小出病院の常勤医師数	7 人	9 人



分野
3

安全・生活・環境

施策分野	成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
(1) 防災・防犯・消防	地区避難計画を策定した自主防災組織数	4件 (累計)	52件 (累計)
	詐欺被害額 (年間総額)	7,495万円	0円
	出火率 (人口一万人当たりの出火件数)	2.41件	1.75件
	救命率	5%	6%
	消防団員人口カバー率 (消防団員一人当たり人口)	45.1人	42.9人
(2) 道路	市道改良計画における要望路線の改良実施率	35% (R3~R7 累計)	35% (R8~R12 累計)
	Ⅲ判定橋梁数	31橋	4橋
	消融雪施設により交通が確保されている市道延長	128.6km	128.6km
	道路除雪機械オペレーター体制維持率	100%	100%
(3) 都市計画・住まい	居住誘導区域内の人口密度	29.1人/ha	27.5人/ha
	耐震・克雪・住宅リフォーム等持家の工事実施率	4.5%	4.5%
	公営住宅入居率	70.7%	75%
	空き家バンクの成約件数	27件 (累計)	80件 (累計)
	安全に使用できる遊具の割合	75%	100%
	公園利用者数	64,700人	65,000人
(4) 交通対策	市民一人当たりの乗合タクシー等利用回数	0.98回	1.1回
	交通事故件数	30件	25件



施策分野	成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
(5) 上下水道	老朽水道管の布設替延長	11,999m (R2~R6 累計)	10,000m (R8~R12 累計)
	下水道処理施設の数	17 施設	16 施設
(6) 自然環境・循環型社会	市民一人一日当たりのごみ排出量	1,042g	970g
	リサイクル率	17.9%	21.5%
	市の事務事業における温室効果ガス排出量	15,037t	10,814t
	再生可能エネルギー機器の設置に伴う温室効果ガス削減量	228t (R元~R6 累計)	470t (R元~R12 累計)
	不法投棄物処理量	2.4t	2.0t



分野
4

産業・雇用

施策分野	成果指標	現状値（R6）	目標値（R12）
① 農業	スマート農業機械による作業面積	146ha	650ha
	担い手への農地利用集積率	59%	75%
	新規就農者数	75人 (H28~R6 累計)	110人 (H28~R12 累計)
	小規模農地基盤整備率	0.8%	1.6%
	水田整備率	58.7% (R6.3.31 時点)	60% (R12.3.31 時点)
	魚沼市プレミアム認定品及び魚沼ブランド推奨品の販売額向上割合	43.8%	55%
	魚沼市プレミアム認定協議会HP閲覧数	10,235件	20,000件
	獣害による農産物被害額	16,497千円	12,400千円
② 林業	森林整備面積	861ha (H16~R6 累計)	1,032ha (H16~R12 累計)
	木材生産量	1,914 m ³ (R2~R6 平均)	2,200 m ³
	地元産木材利用量	137 m ³	166 m ³
	林業従事者総数	22人	30人
③ 商工業	市内事業所の業況判断BSI	-31.7%ポイント	-25.0%ポイント
	後継者が不在の市内事業所の割合	53.1%	53.1%
	小出地域のアーケード街における新規出店数	5件 (R2~R6 累計)	13件 (R2~R12 累計)
	市内工業団地に操業している企業の定着率	100%	100%



施策分野	成果指標	現状値（R6）	目標値（R12）
(4) 観光	年間宿泊数	182,978泊	195,000泊
	宿泊客観光消費単価	26,799円	28,000円
	宿泊旅行消費額	4,903,627千円	5,460,000千円
(5) 雇用・労働	「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度」（旧：ハッピー・パートナー企業）の認定を受けた市内企業数	27社（累計）	40社（累計）
	水の郷工業団地立地企業の就業者数	272人（R7）	287人
	市内工業団地に操業している企業の定着率	100%	100%
	有効求人倍率の全国偏差	-13.8%	±10%
	企業と求職者のマッチングイベントをきっかけに地元就労につながった人数	—	30人（累計）

第三次魚沼市総合計画

令和8年3月 発行

魚沼市総務政策部企画政策課

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地

TEL 025-792-1425

FAX 025-792-9500

ホームページ <https://www.city.uonuma.lg.jp>



魚沼市



魚沼市公式キャラクター
うおぬまっち